

平成 19 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

18 番 齋 藤 修 市

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 竹 内 享 一 局 長 補 佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長 佐 藤 正 之

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
教育委員会委員長	大久保 敬 一	総 務 部 長	須 田 正 彦
市 民 部 長	池 田 史 郎	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	岩 井 敏 一	建 設 部 長	金 子 則 之
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	高 橋 誠	総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一
企 画 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	佐 藤 好 文
生 活 環 境 課 長	佐 藤 秀 男	す ぐ す 子 育 て 支 援 課 長	須 藤 金 悦
いきいき長寿支援課長	三 浦 美 江 子	福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良
農 林 課 長	阿 部 誠 一	都 市 整 備 課 長	大 場 久

文化財保護課長 安倍 溥

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成19年3月7日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

また、本日は、教育委員会の久保教育委員長の出席をいただいておりますので、あわせて御報告します。

日程第1、一般質問を行います。順次発言を許します。

初めに、21番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番(本藤敏夫君)登壇】

21番(本藤敏夫君) どうもおはようございます。一般質問の1番を務めさせていただきます本藤であります。当局に関しては、平成19年度の行政設計図とも言える実施計画や予算、大変苦勞なされたことと思います。これから通告のとおり一般質問をさせていただきます。

最初に、先日、市長から新年度に臨む市政運営に対する基本方針がありましたので、そちらのほうも、さきに通告してありますから、それに基づいて最初に市政報告に対する質問をさせていただきます。ペーパーは配付されていることと存じます。

それでは、最初に、市政報告の件の最初の1番のところではありますが、「事務事業の見直しに当たっては、「長寿祝い金の減額」や「補助金・負担金の削減」など、市民の皆さんに直接痛みが伴う、見直しもさせていただきました。市民に痛みを求める以上、職員が率先して痛みを負い、徹底した歳出削減を行うのは当然のことであり」という方針をうたっております。この文面に、少し細かいことではありますが、「職員が率先して痛みを負い」 — 負うからこれまでの予算を縮小してもいいというようなとらえ方をされても仕方ない内容になっているような気がいたします。例えば、市長初め管理職の、特別職の皆さんの給料等が、あるいは手当が減額されたのは、特別職報酬

等審議会の答申に基づくものであり、それを遵守したにすぎない。それを、職員が率先して痛みを負うから、これまでの予算を減ずるから、みんなも我慢してと。少し高ぶった表現ではないかなと、こう思いました。これに対しては答弁は必要ありませんが、そういう観点で少し質問をさせていただきます。

長寿祝い金の減額、それから補助金・負担金の削減。長寿祝い金の減額についてであります。これは合併協の調整事項であります。現行の半分相当の19年度予算になっておりますけれども、1年だけこの合併協の調整事項をやっただけで、すぐ80歳を5,000円と、まあ中学生の正月のお小遣い程度の額になっておりますけれども、まあ額はともかくも、その減額の理由をお聞きしたいということ、補助金・負担金の削減については、さきの一般質問で私は質問をしております。どうしても地方自治体では財源が不足になると補助金・負担金に減額の手がつけられるというのが常套手段であります。市長の言う市民と協働のまちづくりのためには、最小の経費で最大の効果を上げるために各種団体を活用し協力していただくことによって財源を少なくして事業をなし遂げるという方法もありますので、その削減の内容、見直しの基本的な考え方をここでお聞きしたいと思います。

次に、2番目であります。高校卒業見込みの管内子弟の就職内定状況の報告がございました。市内企業への内定者は38名という報告を受けております。この数字が、これまでの状況から考えて、新卒者の就職の市内にとどまる状況が多いと思われませんか、それとも少ないと思われませんかということであります。雇用拡大こそ、自治体、一般家庭の経済活動の基本でありますから、そこのおところをお聞きし、かつ前年度には、前年度－平成18年であります。18年度の予算には新卒者雇用促進助成金ということで、25人分、250万円の予算が計上されておりました。がしかし、平成19年度の当初予算では、この新卒者雇用促進助成金が削られております。これは将来とも削ったまままでいくのかどうか、その政策転換の理由はなぜなのか、お聞きしたいわけでありまして。この件については、さきの議会で私たちに提出された前期基本計画の中に「雇用拡大支援助成制度を充実する」と明記してあります。それとの関係はどうなのかということをお尋ねいたします。

以上、市政報告に対する質問にさせていただきます。

次に、さきに通告してあります一般質問に入らせていただきます。

最初に、公共施設整備と将来における財政負担についてであります。

秋田県の19年度一般会計予算案がまとまり、実質ベースで6年連続の前年度割れと報告され、地方譲与税の大幅ダウンや借換債が要因となり、県財政主要基金が取り崩され予算編成に当たっているという現状が報告されております。しかも、その実質公債費比率は16.3%と東北で一番高い状況になっていることも御承知のとおりであります。地方交付税の縮小基調を想定し、経費縮減を図るということで、知事みずから5%のみずからの報酬の減や、三役の報酬減、あわせて県職員の給与の削減が打ち出されるという、非常に全国各県各市とも大変な財政難が反映されているのであります。

当市の予算編成に当たっても、そのような状況下であり、財政調整基金の取り崩しなども行われ、非常に難儀の跡が見られます。現在の国の状況を考えると、不透明化する財政の見通しは、

これから長期計画に臨める状況ではないような気がします。将来とも不透明であります。そう考えます。また、高齢化や少子化によって各家庭の財政的な面も、自治体と同じく不透明な状況にあります。負担は大きくサービスは低下するという状況が、これからも続くことが予想されるのであります。そのような中で、健全財政を保ちながら、これから健全財政を持っていきながら、町民のニーズにこたえる行政運営をしていくには大変な苦難があるかと思えます。

さて、具体的な質問に入りますが、1 つは、総合文化施設や総合体育施設は合併協定の協定事業であります。既存の施設の有効活用という面で財産負担を避けることもできるかと思えます。検討委員会も立ち上がり、検討結果の報告も市長になされたと聞いております。既存の施設の機能、利用状況、必要な改善事項などを分析し、当市にとって何が必要なのかという分析結果はどうなっているのか、そのことをひとつお聞きしておきたいと。

また、2 番目であります。もし前期基本計画を計画どおり実施した場合、いわば合併協定の協議協定内容をそのまま実施した場合のことです。その場合は、その規模、現在考えられている、想定されている規模でいいわけですが、それらをやった場合、これまでの事業、各種事業の債務の累計と、それから、新規に予定されている、想定されている事業を推進することによる債務の負担の総額及びそれらを想定した場合の実質公債費比率の試算を示してほしいものだと思います。

それから、上記事業を実施した場合の文化施設や体育施設等の年間のランニングコストはどのような考えでおられるのか。このランニングコストがどこの市や行政体でも財政負担の大きな要因になることを考えれば、これの具体的なお考えをお知らせいただきたい。

4 番、財政が逼迫すれば、市民福祉、市民生活の身近なサービスが低下することは、数多くの報道で言われている夕張市や、その他の実質公債費比率の高い自治体の例で、報告されている例で身にしみている状況であり、市民も深くそのことを憂えているわけであり、合併協定事項はあくまで守らなければならないのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、T D Kの事業拡張と企業誘致の成果についてであります。

さきの報道で「T D K由利本荘に新工場」との見出しで記事が載りました。報道の内容が実現すれば、由利本荘市ばかりでなく、雇用拡大の面で当市にとっても非常にいい影響を期待できるものと考えます。当市は、古くから、企業城下町と、旧3町含めてそう言われてきております。T D Kからは物心両面で恩恵を受けていることは言うまでもありません。都市対抗野球優勝、T D KサッカークラブのJ F L昇格など、よく市長のあいさつにも、青少年市民に対して大きな感動と勇気を与えたというお話がありますが、これらのことについて、今後ともT D Kと行政との密接な関係を保つことが必要と考えますが、そのことを含め、これまでのT D Kトップとの交渉経緯などを含め、市長のT D Kと行政とのかわりについての見解をお聞きいたします。

2 つ目、市長は、企業誘致、工場等の新設・拡張に積極的に取り組むとし、前期基本計画にも企業誘致の推進を載せております。これまでの企業誘致の取り組みとその成果についてお聞きします。特に、企業誘致となれば、トップレベルでの交渉が非常に重要な要素かと考えます。そうしたことで、既存企業や産学官研究センター等々との交渉、その他、にかほ市内に企業を持ちたいと思われ

る企業、他県市にある企業等々の取り組みについてお話をいただければありがたいと思います。

なお、質問に対してお答えいただく内容によっては、自席で質問を追加させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、時間の制約もありますので、簡潔な御回答をいただければありがたいと思います。終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、本藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。私の答弁については、通告書の順番に従って答弁をさせていただきたいと思いますので、ひとつ御了承のほどをお願いしたいと思います。

初めに、文化施設などの整備についてでございます。この施設の整備は、市民の皆さんが既存施設では対応のできない、機能が充実した施設が欲しいとの市民アンケート、それぞれあの時代は町民アンケートになりますけれども、そうした要望を実現するために、まちづくり計画に盛り込まれ、そして締結された合併協定書に記載されたものでございます。御承知のように、合併協定書の性格は、合併後 10 年間の約束事が網羅されておりまして、知事の立ち会いのもとに、当時の合併協議委員 24 名による署名がなされたものでございます。このことは、合併時において、市民に対する約束事でもあります。そういうことで、行政の責任者としては、こうした協定書の各事項を実現するために努力していくことが私は必要だと考えております。

御指摘のように、三位一体改革による地方交付税などの削減で、市を取り巻く財政環境は大変厳しいものがございますが、にかほ市の将来的な財政環境を的確にとらえながら、市民福祉の向上のために行政運営を粛々と進めていくのが私に課せられた責務であると考えております。したがって、文化施設の整備については、市政報告で申し上げましたように、まちづくり交付金事業など国からの財政的な支援を受けて、金浦地区都市再生整備事業の中で整備を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、国の地方財政計画などが将来的に不透明な現状であります。今後、地方交付税などが大幅に削減された場合などは、新市まちづくり計画や合併協定書に盛り込まれている事業であっても見直しをしなければならないこともあると思います。そうした場合には、あらかじめ議会に相談し、そして知事との協議を経ながら、議会の議決を得てまちづくり計画を変更してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、財政指標についてでございます。前期基本計画に公共施設整備を実施した場合の財政負担の見通しについては、昨年の 12 月に策定した総合発展計画の財政計画、これを策定してからまだ日が浅い状況でございます。したがって、再度推計しても大きな差異はないと思いますので、このことを御理解いただきたいと思います。ただ、具体的な指標については担当部長からお答えをさせます。

次に、TDK との関係についてでございます。御指摘のとおり、TDK の存在とその影響力は、本市はもとより本荘由利地域にあっても、はかり知れないほど大きなものであると思っております。にかほ市はTDKの発祥の地として数々の歴史を刻んできた特別な意味を持つ土地であります。

将来に向けてこれに安住することなく、強固で崩れない関係をTDKとにかほ市が築いていくことも大切であると、そのように考えているところでございます。また、行政のみならず関連企業にあっても、技術力などをさらに高めることで、TDKの事業展開になくてはならないこのにかほ市という存在になることも大変重要な要素であると考えております。そして、企業と地域がともに発展できるよう、行政が掲げるまちづくり計画などを共有し、ともに歩んでいける関係の構築など、あらゆる角度で連携を深めていきたいと思っております。

そうしたことで、上京の折には、できるだけTDK本社を訪問したり、あるいは、にかほ市においてのときなどは、澤部会長さんや上釜社長さんを初めとする役員の方々と情報交換を行っているところでございます。最近では、先週でありますけれども、専務さんがここに来ましたので、専務さんともいろいろ情報交換をしたところでございます。

次に、企業誘致についてでございます。成果としてはまだ誘致交渉を行うまでの段階には至っておりません。大変やはり厳しい環境にあります。いろいろな場面で、にかほ市の特性、こういうことをPRしてまいっているところですが、なかなか厳しい状況でございます。

これまでの具体的な誘致活動といたしましては、秋田県企業誘致推進協議会主催で首都圏企業との懇談会が7月3日東京で開催され、これに参加しております。これには知事を初め16会員の市町村の首長が出席し、参加した首都圏企業49社と情報交換を行っております。11月8日、ことし年が明けての1月10日には企業誘致セミナーが東京と大阪で開催されております。これには東京で150社、大阪で77社の企業が参加しております。東京のセミナーでは、誘致のためのプレゼンテーション、これを私がみずから行いました。このほか、誘致企業を対象とした情報懇談会が地元でも開催されておまして、これには関係職員が参加し、情報収集に当たっているところでございます。

今後は、にかほ市工業振興会からの情報の収集、あるいは地元企業への訪問による情報収集などを徹底するとともに、企業OBや関係諸団体へも広く情報を呼びかけてまいりたいと思っております。そのようなことで、議員各位におかれましても、何か情報などがございましたら御一報いただきたいと思っております。情報があればすぐにでも企業訪問を行ってまいりたいと思っております。

次に、市政報告に対する御質問でございます。職員が痛みを負うから市民も痛みを負えということではないのです。あくまでも市民が行政改革の中で市民の痛みを負う部分もありますから、職員も痛みを負いながら一生懸命頑張ろうと、市民福祉の向上のために一生懸命頑張ろうというふうな気持ちで市政報告をさせていただきました。

補助金の削減については、やはりその時代時代に合った形での見直しは当然必要になってくると思います。ですから、運営に対する補助金、各種団体に対する運営補助金、こういうものもございまして。やはり行政は年々財政環境は厳しくなりますので、やはりそういう団体についても、さらに自立性を高めていただきたい、そういう思いもあります。そういう形を思いながら補助金なども削減させていただきました。そういう話し合いも進めております。

そういうことで削減させていただきましたが、御質問の長寿祝い金については、郷土の発展に貢献されたお年寄りを敬愛し、長寿をお祝いすることを目的として生まれた制度でございます。旧仁

賀保町では、平成 14 年に全面改正しておりますが、平成 2 年に長寿祝い金条例を制定しております。また、金浦町においては、敬老年金条例を昭和 33 年に、また、平成 9 年には 100 歳長寿祝い金条例を制定してお祝い金を差し上げているところがございます。旧象潟町においては、昭和 63 年に長寿祝い金条例を制定しております。金額については、それぞれの時代において、社会経済状況、あるいは高齢者に対する福祉の充実などを勘案しながら改正してきた経緯がございます。現在の条例は、合併に当たり統一したものでありますが、制定当時の時代背景、あるいは県内の状況を見ても、今回の改正案は、要するに、県内の長寿祝い金の関係のものを比較しても、決して今、提案しております議案の額は、私は適当な額ではないかなと、そのように思っております。

これに対してはいろいろ賛否両論があると思いますが、今、平均寿命が延びております。あるいは、より優先度の高い高齢者施策や介護保険制度など、高齢者施策の基盤となる事業への重点化も課題であります。高齢者のお一人お一人の長寿をお祝いし、敬う気持ちには変わりありませんが、ただ、県内各市町村においても年々制度縮小見直しが行われておりますので、そうしたことを踏まえて、将来的な制度のあり方をこれから検討してまいりたいと思っております。

次の高校生の就職についてであります。この 3 月、近隣の高校を卒業した管内指定の数は、全部で 260 名余りでございます。このうち就職を希望しているのが 91 名でございます。全体の 35%に当たります。そして、管内にかほ市に希望している方は、1 月末現在で、これも市政報告で申し上げましたが、38 名で、就職する方の約 42%という状況でございます。進学・県外就職を含めて 220 名余りの方が地元を離れていくわけでございますが、この数値が多いか少ないかは別として、この若い皆さんが全員が地元にいれば、まあいればというか、地元に通ったりしてくれば大きな推進力になるなど、そういうふうには思っているところですが、現実的には、やはり就職するにしても、やっぱり一回は都会に出てみたいと、そういう子供さんたちが多いわけです。私も仁賀保高校の先生方とそういう情報交換をしましたが、一度はやっぱり都会に出てみたいというふうなお話もあるわけでございます。ということで、一度は故郷を離れた人たちが、学校を卒業した後、あるいは社会の第一線で活躍をし、そこで得た力を持って、ふるさとの地域振興に貢献するために再び戻ってほしいと、これは私の偽りのない心境でございます。そのためにも、大変厳しい課題ではありますが、その受け皿をつくるために、各種産業の振興を初め、住みよい、魅力あるまちづくりに取り組み、先ほど申し上げましたように、少しでもそうした受け皿につながるよう努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次に、新卒者雇用促進助成についてでございますが、これは平成 14 年、緊急雇用対策の一施策として旧象潟町において成立されたものでございますが、これが新市に引き継がれたと。引き継がれて現在に至っているものでございます。御承知のように、平成 14 年当時は、全国的に雇用調整の風が吹き荒れ、高校新卒の雇用は大変厳しい状況に置かれておりました。このような社会情勢を背景として、新卒者に対する緊急避難的な雇用確保策として設立されたのがこの制度でございます。現在、雇用環境が大きく変わってきております。ですので、やはり一つの区切りとして今回見直しをさせていただきました。これからいろいろな形で雇用環境を拡大、雇用機会を拡大していくという形もこれから進めていかなければならないわけですので、そうしたことにもこれからお金を、予算

をつけて活動をしてまいりたいなというふうに思っておりますが、19年度においてはこの制度は見直しをさせていただきます。

他の御質問等については担当部長がお答えしますので、よろしく願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 前期の県計画に基づいた財政計画ということでございますけれども、ちなみに、同財政計画によれば、平成19年度の市債残高は、19年度予算における見込みの市債残高は約200億2,900万円でございます。同、昨年策定しました財政計画では204億4,700万円ほどでございますけれども、できるだけ市債をつくらないという考え方で、今回、19年度予算における見込みの市債残高は200億2,900万円と考えているところでございます。なお、23年度では202億8,300万円と……

【21番（本藤敏夫君）「何年ですか」と呼ぶ】

総務部長（須田正彦君） 23年。前期計画の最終年度であります23年度では202億8,300万円と試算をいたしているところでございます。また、公債費につきましては、平成19年度の約22億9,100万円をピークに減少に向かい、23年度、後期の最終年度でございますけれども、22億3,600万円と試算いたしております。そうしたことから、実質公債費比率は、19年度は約12.0%、23年度につきましては実質公債費比率を13.7%と試算をしているところであります。

なお、参考までに申し上げますけれども、総合文化施設並びに仁賀保中学校の建設の事業費も今回この試算の中には含まれた数値でございます。ただし、総合体育館については、この試算の数値には入っておりませんので、お含みのほどをお願い申し上げたいなというふうに思います。

2つ目の補助金の削減等の見直しの基本的な考え方について御説明をいただきたいということでございますので、平成19年度予算に当たりまして、18年度で各分野の補助金等の整理合理化に係る調査を実施いたしたところでございます。事業ごとの実施額、そして前年度実績額、また、今後の方向性ということで、いろんな資料に基づき、次の視点で見直しを行ってまいりました。1つは、事業の公益性。事業の効果が広く市民に及ぶものか、また、理解が得られるものかなどを検討材料について調査をいたしております。2つ目は、補助金額の妥当性。補助金に比べ過大な繰越金が計上されているような団体等も見受けられております。そうしたことから補助金額の妥当性につきましても検討をさせていただいております。3つ目でございますけれども、事業効果。事業効果を図る項目、指標があるかどうか、そういうものにつきましても、今回、整理合理化に係る調査を実施いたしております。それから、4つ目といたしまして、補助金の周期。補助金が長期化、固定化、既得権化されているかないかということ、いろいろな団体が既得権化されている実例もございますので、そうしたものについても周期が設定されているかどうか、そういうものについても、今回、平成19年度予算の補助金の減額、負担金の減額につきましては、基本的な考え方として、そうしたことの4項目を1年間かけていろいろな形で整理合理化に係る調査を実施して今回の予算編成に至ったということでございます。

総務部関係は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、私のほうからは、施設のランニングコストの質問に対して回答申し上げます。

市長の答弁にもございましたが、検討委員会からの答申が3月1日、文化施設につきましてはございました。現在のところ、文化施設の基本となる舞台装置とか音響等のAV機器、それらの具体的な施設の概要はまだ見えておりませんので、現在のところコストの額は提示はできません。が、検討委員会やプロジェクトチームでこの事業を推進するに当たり参考とした施設はございます。まず、昭和54年に、20億円の事業費でございましたが、湯沢市文化会館ができております。この湯沢市文化会館は、中ホールが400人、大ホールが1,200人の収容ができる施設でございますが、18年度当初予算では4,860万円ほど計上されているようでございます。それから、比較的新しい平成11年に、事業費30億円で建設されました庄内町の「響ホール」、これは700名の収容人員でございますが、これは年間7,090万円の予算が計上されてございました。総合体育施設のほうについては、17年度ですか、旧大内町に建設されました総合体育館がございまして、15億円というような建設費でございましたけれども、18年度予算では3,100万円というような当初予算が計上されておりました。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 再度質問をいたします。

最初に、市政報告に関する1番の問題でありますけれども、確かに予算は見直すことはいいかと思えます。そして、各自治体でもこの長寿祝い金の類が減額され、あるいは廃止されている例も私も調査でわかりました。がしかし、当市の高齢者の皆さんは、額はともあれ、この長寿祝い金、年1回のお年玉を心待ちにしておりますので、これを廃止するようなことのないように、特に市長のほうにお願いをしておきたいと、こう思います。

それから、2番目の新卒者雇用促進助成金の関係であります。これも旧象潟町からの継続の事業であるというふうなお話でありましたが、やはり市長の言われるとおり、全員が地元に残って働いてもらえば、それにこしたことはないわけでありまして、この新卒者雇用促進助成金は、これも廃目にしないで、工夫をして、より効果的な助成制度を改めてとる必要があるのではないかと。12月に出された構想の中に、前期基本計画の中にもそのように盛っておりますから、ぜひそのことをお考えいただきたいと、これは御答弁をいただきたいと思えます。

それから、次に、一般質問を通告した順番でちょっとお聞きいたします。この文化施設や体育施設は、言われるとおり財政が潤沢であれば、ないよりはあったほうがいいし、それを希望するものでありますけれども、先ほどランニングコストの例も言われましたけれども、私も何か所か幸い県内ホールには友人も多いのでありますので、いろいろ調査いたしました。年間5,000万円を下る一般管理費、それを下るような施設はありません。それほどランニングコストがかかる施設であります。例えば、勤労青少年ホームでさえも3,000万円から4,000万円はかかっていますよ。そして、年次が経過することによってそれ以上の、空調や照明、音響等の、日常経費の倍以上の経費がかかっていくというような現状が出されております。

それから、これは総合文化センターの建設基本の構想を検討された中にあるわけでありますが、既存の社会教育施設の持つ機能では対応できない状況にあるという記載がございます。具体的にどのような事業に対して既存の社会教育施設、旧3町にある社会教育施設でどのような場合に不足するのか、それを御答弁いただきたい。

それから、こういうホールをにかほ市のシンボルとなるような施設にしたいというさきの市長答弁があります。そのシンボルというのは何なのか。シンボライズされるものは何なのか。それは検討委員会に提示しての検討なのか。そこもお答えいただきたい。

それから、時間がなくなりましたが、TDKとの関係であります。先般、TDKサッカークラブのJFL昇格に関連するサポーター組織が結成されております。そうしたものがこの一般通告後、出ておりますが、これらに対する行政の取り組みはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

なお、企業誘致、いろいろTDK上層部含め、市内の既存企業訪問等で情報交換されているようですが、長期構想の中で企業誘致に関しては、やはりその敷地のことや、人的な体制のことや、いわゆる労働力の問題ですが、そうしたことなど、話があったときには遅いというような場面も出る可能性があります。近い将来、企業誘致に向けた積極的な施策を考えているのかどうか、この点をお聞きいたします。お答えをお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まず初めに、新卒者の雇用補助金、今回19年度では見直しをさせていただきました。これからどういう施策が工業振興上、必要なのか、十分検討しながら進めてまいりたいと思います。ただ、今でも保証協会の補償、補償料の補助金とか、いろいろやっているわけです。そういうことも含めて検討をしていきたいと思っております。

確かに、文化施設についてはランニングコストがかかります。当然です。ただ、私はやはり一流の音楽なり、芸能なり、そういうものをやっぱり市民にこの場で見せたいというふうな施設は、私は必要だと思っております。前にもお話ししたと思っておりますけれども、NHKのほうに公開番組でやっているある番組を誘致にお願いに行きました。ところが、やはりそういう番組も、ちゃんと楽屋があったり、そうしたことがなければとても無理ですとお断りをされました。今回、健康にかかわるイベントはNHKさんをお願いして、今、象潟体育館のほうで行う計画を進めておりますけれども、そういうことも含めまして、これもやっぱり合併やるときに、いろいろ市民の皆さんから要望を聞いてまとめたまちづくり計画です。確かに財政事情はこれから厳しくなると思っておりますが、まちづくり交付金、あるいは合併特例債、これを活用すると、相当の率の国からの財政支援がございます。それから、ランニングコスト、5,000万円、こういう話がありました。これはやはり施設を整備する以上、有効に活用するためにも、やはりこうした財源は確保していかなければ、私はならないと思っております。

それから、TDKのサッカー部のサポーター、これは具体的に行政のほうで、お願いしますという形は来ていません、何も。ただ、私に、その組織の顧問にはなっていたきたいと。それはお引き受けをいたしました。ですから、行政としても、できることはサポートしていきたいと、その

ように思っております。

企業誘致について、長期的な構想の中でという御質問でございますが、ただ、今の環境の中で、例えば、何十町歩も工場用地を確保して造成しておくという形のものは、やはりちょっと危険性があって、これはちょっと無理かなど。ただ、この場所だったらこういう形で工場が来た場合には張りつけることができるな、あるいは、これは当然、地権者の協力が必要なわけですがけれども、そういう準備は今、進めております。もし企業が来たときには、こういうところと、こういうところと、こういうところは適地はありますよと。それから、水道関係、電力関係、そういうことも含めて、ここであれば張りつけができるんじゃないかなというふうな形のものは、今、検討して具体化していきたいと思っております。そういうことで、企業誘致には頑張ってもらいますが、ただ、ここに現実的に来たときに、どのくらいの労働力があるのかということは、やはり当然企業は独自に調べると思うんですよね。それで判断すると思うんです。そういうことも含めて、いろいろ情報収集しながら企業訪問などを行ってまいりたいなと、そのように考えております。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 本藤議員おっしゃるとおり、市内で市民が文化的な活動ができる施設は確かに多く整備されております。仁賀保青少年ホーム、象潟の公会堂、また、各地の公民館、体育館、学校でも文化活動はできますし、市民の皆さんから、事実、さまざまな文化的な活動によって使われております。しかし、市長の答弁にもありましたように、合併時に市民が求めた文化施設は、市民の発表会や小規模な催しができる施設だけではなく、より高度な文化芸術、大規模な舞台装置を使った演劇、超一流のアーティストを国内はもとより海外からも招聘したようなフルメンバーによる演奏会など、よりレベルの高い文化が得られて、また、市内外から多くの文化芸術愛好家が集い、にかほ市の文化水準のレベルアップと、にかほ市の文化のランドマークとしてさらなる市の発展に寄与するための施設整備ではなかったのかと思っております。

しかし、本藤議員がおっしゃるとおり、施設が財政を圧迫し、市民サービスの低下を招くようであれば、文化の発展もまちの発展もないと思っております。ですから、今後この計画は、十分に財政計画のシミュレーションを立てながら進めていかなければならないものだと考えております。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 時間もなくなりましたので。これが、一般的なホールや何かの管理費だけじゃないんです。自主公演を打つ場合、どのくらいの経費がかかるかということなんです。私も過去、青少年ホームの関係で4年間、非常に難儀をしました。1人で50枚、60枚の入場券を売りさばくというのは大変なことなんです。今ある施設で、例えば、音楽の文化素養を育てるとしたら、室内楽やその他のプログラムがあるわけでありまして。今やったらどうですか。今あるところを実際に使って。

過去数十年前から見ると、催し物が少なくなっているんです。文化を高めるために本物を施行して見せたいという気があったら、現在の既存の施設でできることをやってみるといのはどうでしょうか。協力はします。そういう土壌をつくってから、そういう機運を高めてから施設ありきだと私は思いますよ。その点についてだけ、あと時間がありませんので、ひとつお答えいただきたいと

思います。質問の内容わかるでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 本藤議員おっしゃるとおりであると思いますが、確かに、仁賀保の青少年ホームにおきましても、小規模といいますが、あの施設に合ったような音楽ホールの使用も、若干減ってはおりますが、事実開催されておりますし、象潟の公会堂におきましても小規模な演奏会も開かれております。確かにそういう事業をやるにしても、持ち出し分といいますが、そういう予算等が伴うので、そういうものを吟味しながら、今後できるだけそういう文化、小規模な文化活動というものも教育委員会のほうで援助しながら開いていきたいと思っております。

【21番（本藤敏夫君）「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

所用のため11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。19番佐々木議員。

【19番（佐々木平嗣君）登壇】

19番（佐々木平嗣君） 佐々木です。よろしく願いいたします。

二、三日前は大変温度が上がりました、20度ぐらい上がって、春らしくなっておりましたが、けさは何と急に雪が降って、また冬に戻ったと。大変な異常気象でないかと言われております。私の一般質問の中には、その異常気象も若干入っておりますので、このにかほ市から異常気象を少しでもなくすように全国にPRするために今回一般質問させていただきます。

環境に優しいまちづくりについての中で、1番、ごみの減量化について質問いたします。

ごみの分別やリサイクルを市民に説明していますが、どうすれば家庭のごみが減少するとの説明がなされておられません。一般家庭のごみが減少しない限り減量にはつながらないと思われませんが、いかがでしょうか。

2番目に、徹底した分別収集によるリサイクルを進めるとありますが、リサイクルをしたごみをどうするのか、お伺いいたします。

3番目に、河川、山林、原野への粗大ごみの不法投棄について、どのような対策をお考えでしょうか、お伺いいたします。

4番目に、海の漂着ごみについてお伺いします。海が荒れると、必ずと言っていいほど流木やごみが流れ着きます。そのごみを地域住民頼りで清掃しているケースが少なくないと思われれます。しかし、市全体の取り組みとしてきちんと清掃していくべきだと思われれますが、いかがでしょうか。

5番目に、合併で周辺部となった地域が寂れていかないような施策を考えてほしいということで

す。旧宅を残して新興住宅に移転する場合がありますが、古い家、住んでいた家をそのままにしておく方がたくさんあります。自然に崩壊され、廃墟になり、その地域がお化け屋敷になる可能性があります。これは家の不法投棄にもなると思われませんが、対策があったらお伺いいたします。

2番目に、安全で安心なまちづくりの推進についてお伺いいたします。

全国各地に多大な被害をもたらしている地震や水害発生を機に、市民の自然災害に対する危機意識が高まっている中で、にかほ市は災害が少なく安心して生活できるまちと感じている市民が多いとありますが、現実には大変不安な地域があります。1月7日、台風並みの低気圧が発生し、象潟川が氾濫し、海水や流木、ごみなどが道路や民家に押し寄せてきました。また、2月15日の低気圧にしても、海水が民家の前まで押し寄せております。自然災害への備えに優先的に取り組むとあるが、どのように取り組むお考えか、お伺いいたします。

最後に、にかほ市生まれのヒーロー「ネイガー」についてですが、昨年、大ブレイクして、ことしも大人気のネイガーですが、このまちで生まれたネイガーを今後どのような考えを持ってつき合っていくのか、お考えをお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、環境に優しいまちづくりについてでございます。御質問のごみの減量化やリサイクルの推進、あるいは不法投棄や漂着物などの処理は、環境に優しいまちづくりを進めるためにも大きな課題であるわけでございます。このような課題に取り組むためには、行政だけではやはり限界がございます。限界がございますので、引き続き環境美化に対する市民の意識の高揚に努めながら、市民団体や各種団体、あるいは企業などと行政が協働して対策を講じてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、安全で安心なまちづくりの推進でございますが、御指摘のように、今年の1月7日に発生した低気圧は、10年に一度と言われる台風並みに発達した低気圧でございました。気象庁からも別名「爆弾低気圧」と呼ばれたところでございます。また、2月15日に発生した低気圧も、台風並みに発達し、県内でも倒木や家屋の一部破損、あるいは交通機関などへとさまざまな被害を与えたところでございます。

こうした自然災害の猛威に対処するために、市としてもさまざまな取り組みを行っているところでございますが、何分、災害に備えること自体、壮大なテーマであるわけでございます。市としても、市民の安全・安心を確保する上でも重要な課題としてとらえているところでございますが、現在、風水害などの一般災害対策及び地震災害対策に係る総合的な計画として、にかほ市地域防災計画を策定中ではありますが、その計画内容は多岐にわたるところでございます。

今後、各種災害への対応策を考えるに当たりましては、防災計画ができて初めてそれぞれの個別計画における問題点、課題等への対応策がどのくらいあるか見えてくるものと思っておりますが、課題解決には、多くの、あるいは長い時間がかかるものもあると考えているところでございます。したが

って、今できることについては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのようなことで、防災計画については早期完成に努め、地域の実情等も十分考慮し、それぞれの事象に対する具体的な施策に優先順位をつけながら、総合的な対策を順次実施してまいりたいと考えております。

次に、超神ネイガーについてのお尋ねでございます。責任者の方は、生まれ育ったふるさと、これをさらに元気なところをしたいという思いから、いろいろ試行錯誤を重ねながら、仲間と「超神ネイガー」を立ち上げたと同っております。こうした若い方々が、ふるさとを思い、積極的に行動に移していったことに、まずは拍手を送りたい、私は、拍手を送りたいと思います。そして、秋田にこだわった演出が好評で、現在、活躍の場は県内はもとより全国に広がりを見せております。にかほ市民の一人として大変誇りに思っているところでございます。

私も、代表の方とは知り合いでございましたので、いろいろと話をする機会がございました。その際、行政で応援できることがあれば応援しますよというふうな話もさせていただいたところでございます。いずれにしても、さらに活躍の場が拡大して、にかほ市の知名度なども高めることにもつながっていただければなど、そのように期待をしているところでございます。

これまでのいろいろな取り組みについては、担当の部課長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 私のほうから、環境に優しいまちづくりについてということについて答弁させていただきます。

1つ目の一般家庭のごみの減量化とリサイクルについてでございます。核家族化による世帯数の増という社会的変化、また、経済活動の中での流通の形態の変化、あるいはファーストフードなど食文化の変化によりまして、私どもの家庭から排出されるごみは、その質も変化しておりますし、その量は、放置をしておきますと今後ますます増加することが予想されます。

ごみの減量化については、3つのポイントとして、排出抑制、再使用、再利用ということが挙げられます。御指摘の家庭ごみの減量は、この3つがうまく作用して可能となると考えております。このうち、市では、再利用という観点から、現在、ペットボトル、紙類、缶、瓶、この4種類について、市民の皆さんに分別をお願いして収集し、リサイクルに回しているところでございます。分別して残ったごみは、燃えるごみは清掃センターで焼却処理をし、燃えないごみは3地域にあります一般廃棄物最終処分場で埋め立て処理をしているわけでございますが、実際に各施設の処理量の推移を見ますと、清掃センターでは処理量のピーク時と比較して15%減少、最終処分場では最近のピーク時と比較して20%減少というように、いずれも処理量も減少傾向にありまして、その効果は確実に出ていていると考えております。今後は、分別収集のさらなる徹底を図るとともに、家庭での排出抑制、それから再使用ということについても啓蒙を図り、循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

次に、リサイクルしたごみをどうするのかという御質問でございますが、ペットボトル、瓶、紙類は、由利本荘市にあります施設に搬出しまして、それぞれのリサイクルの流通に乗せております。ペットボトルは、最終的には作業着やカーペットなどの繊維として、あるいは清涼飲料やしょうゆ、

お茶などのペットボトルとして再生されます。瓶類は、建築資材や土木材料、例えば、仁賀保地域のフェライト子ども科学館がございしますが、7号線からフェライト子ども科学館への取り付け道路、あそこには瓶を粉砕した形での土木材料として舗装材料に含まれております。あるいは、ガラス瓶そのものとして再利用されております。紙類は、御承知のように、新聞紙やコピー用紙、あるいはトイレットペーパーなどに再利用されております。缶類は、清掃センターの敷地内にあります施設でアルミとスチールに再分別しまして、それぞれ入札によって売却され、再利用に回っております。

次に、粗大ごみの不法投棄の対策についてでございますが、現在、市には12名の不法投棄監視員がおり、担当地域を巡回し、不法投棄防止活動を実施しております。また、県の保健所におきましても、不法投棄監視員による巡回を行っているところでございます。このような監視活動を展開する中で、例えば、投棄者が判明した場合は、本人への厳重な注意を行っておりますし、不法投棄が頻発する箇所については、看板を設置して、その防止に努めているところでございます。今後一層このような監視活動を展開するとともに、啓蒙活動にも力を入れていきたいと考えております。

次に、海岸の漂着ごみについての御質問でございますが、冬期間の季節風や大雨によって海岸に漂着するごみについては、毎年頭を痛めているところでございますが、春・秋の大掃除の際、また、ことしは7月に市一斉のクリーンアップ作戦を予定しております。これらの活動を通じまして、市民の皆さんの御協力を得ながら、一緒になって市全域の環境美化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、台風や大しけなどによって大量に漂着したごみについては、市としては取り組むのはもちろんでございますが、それらのごみの回収については、どうしても多くの人手が必要でございます。やはり地域住民の皆さんの御協力がなければ不可能でございます。場所にもよりますけれども、集められた漂着ごみについては、海岸線を管理しております県の委託事業などを利用しながら、重機の借り上げや焼却委託などにより処理しているところでございます。

次に、老朽化した空き家の対策についてでございます。市内には御指摘のような空き家が点在していることは承知しております。しかし、これは私有財産であることから、基本的には所有者、管理者の責任において処理することが原則であります。市の住みよい環境づくり条例の中でも、空き家等については、常に適正な管理に努め、良好な環境を守らなければならないと、所有者の管理責任を明確にしております。この条例に従いまして、不良状態、あるいはそれに類した状態の場合は、所有者に対して改善するよう指導勧告を行ってきているところでございます。しかし、台風が接近するなど現実に周囲に被害を及ぼすことが予想される場合もございます。このような場合には、災害対策基本法第64条第2項ですが、その中に、市町村長は「必要な措置をとることができる」とございまして、同条第5項に、それに要した費用は「占有者等の負担とし」とございます。このことに基づきまして所有者が対策を講じない場合には必要な措置をとり、その要した費用を所有者等に請求することにしております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） ごみの減量化についてですが、象潟町時代にはこのような立派なカレン

ダーを出して、カレンダーの中に細かいことを書いてありました。しかしながら、このカレンダーを見ながらごみを捨てる方は3割か4割ぐらいだと聞いております。そのカレンダーでさえ現在はないので、ごみの捨て方でまた大変困っていると。特にこのカレンダーを見ないのは若い人たちが見ないそうです。年いった方々と言えば失礼ですが、まめにやる人たちは大体60、70、80歳の方々はまめにやるそうですが、男性に任せるとそれもまたまめにやらなく、適当に物を捨ててしまうと。その辺についてもやはりもう少し丁寧な指導をしていけば、ごみの減量につながると思われまます。

そしてまた、同じごみでも、どこに捨てればいいのかわからないごみ。例えば、傘。ビニールをはいで、ビニールを、じゃ、どこに捨てるのか。中身の針金はどこに捨てるか。また、子供のおもちや。このおもちやはどこに捨てればいいのか、まるっきりわからないそうです。あと、特にライターですね。使い捨てライターがありますが、これもまたどこに捨てればいいのかわからないということがよく言われています。本当にごみのないまちづくりをするならば、やはり徹底的な指導をしてほしいと思われまます。その点についてももう一度お伺いいたします。

2番のリサイクルしたごみですが、他町村にすべて持って行って処理していますが、このにかほ市でも、そのようなりサイクルするような場所を少しでもつくっておければ、雇用にもなると思われまます。その辺についてももう一度お伺いいたします。

3番の河川への不法投棄ですが、去年の10月に中島台に一般の家庭のごみが不法投棄されておりました。見つけて市の担当者にお話をしたら、即対応していただきまして、その後すぐなくなっておりましたが、発見にかなり時間がかかっております。私が見に行くと、約1週間ぐらいしてから通告したんですが、その1週間の間だれも発見していないということは、その1週間、ちょうど秋の紅葉の時期なんですけど、だれも見えていなかったということになりますので、その辺についても、一般の家庭のごみ袋が見つからないというわけではないので、その辺について、今後、12名の監視員がおりますが、もう少し徹底した監視をしてほしいと思っておりますが、その点についてもお伺いいたします。

4番目についてですが、海の漂着物が、海に来る観光客は結構おります。ただ海を眺めるだけという方がおりますが、海を見て下を見ると、やっぱり下にゴミが結構たまっております。ただ、びっくりしたのは、今の、荒屋下といいますか、メルヘンの下ですが、あそこは、個人のだれかが掃除しているかわかりませんが、大変きれいです。そのようなきれいな海を見ると、やはり心が和むし、観光客としても大変すばらしいまちづくりをしているなという感じがしますので、そのようなやり方を、約30メートルぐらいあるこのにかほ市ですが、その辺の取り組み方を同じような取り組みができないかと思われまます。その辺についても再度質問をいたします。

5番目の廃墟ですが、にかほ市になる前から廃墟になりつつある地域がありました。たまたまにかほ市になったために選挙カーで通ったら、物すごいお化け屋敷みたいないところがありました。それは桂坂というところですが、大変びっくりしました。あそこは雪も大変多く降りますので、建物自体が崩壊しております。あの崩壊したものをそのままにしておくと、本当に私はお化け屋敷ではないかと。今現在2名の方が住んでいるらしいですが、その2名の方にとっても大変不愉快な建物になっていると思われまますので、今後その辺をどのようにするのか、もう一度お伺いいたします。

象潟川の氾濫の件ですが、川から7号線まで橋が、7号線を入れると4つですね。唐戸大橋があって、腰丈橋、そして欄干橋があって、その欄干橋の先に平らな橋が1つあります。この平らな橋までの間に、木が飛んできたり、ごみが入ってくると、みんな橋にぶつかって上に揚がってきます。そしてまた、この橋を越えて小学校のほうまで波がうねって入っていきます。その波が小学校まで上がっています。そして、この件については、唐ヶ崎の方々、妙見町の方々、そして中橋の方々が、市長にも何度もお話をしているという話を聞いております。その川を通っていくと、上のほうに田んぼもあります。田植えが終わった後に、このような状態で波が入っていくと、せっかくの稲がまた枯れてしまうという住民の苦情もありました。中橋の方では、毎回海水や流木が揚がってきて、遂には家を捨てて別のほうに家を建てた方がおります。妙見町の方では、毎回家の前に、たまたまこの橋が、名前のついていない橋があったために、流木やごみがかなり揚がってくるそうです。そのごみをわきに寄せておいて、市のほうに連絡して、取りに来てくださいと連絡したそうですが、最後まで来なかったと。ということで、最後には、流木を捨てるどころがなかったものですから川に戻したという方がおりました。

あとは同じ中橋の方で、新築した家なんですけど、家に、唐戸大橋を越えて波がかぶってくると。新築したばかりなのに、もう中古の家みたいになってしまっていると。この辺についてももう少し対策をしてくれないかという話がありました。

唐ヶ崎の方ですが、海水が堤防を越えて自宅の前まで入ってくるという話を何回も聞いております。現在、象潟川が砂で浅くなっているのもこれは事実ですが、これも若干影響があるような感じがしますが、私はちょっと専門家でないのでわからないんですが、その浅くなっている砂も若干それに関係あると思いますので、その辺も調べていただければと思っています。

それと、今から3年ほど前に、漁業会のほうから担当者に、担当者というのはこれは恐らく町の担当者だと思いますが、象潟川の河口の石原にぜひテトラポットか、波が打ち上がらないような対策をしてほしいと。そして、そのときに、唐ヶ崎地区の漁師の方々と話し合いをしてやってほしいということをおっしゃっています。この辺について再度質問いたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私からは象潟川のことについてお話をさせていただきたいと思います。これは海面の上昇、異常気象による海面の上昇ということもあると思いますが、私の子供のころはもっと今よりも浅かったんです。それから、護岸についても、あそこ2級河川でありますので、かさ上げもしているわけです。それでも波が遡上して越えると。あるいはごみが揚がってくるというのを私も十分知っております。それで、私も、いろいろな形でこれまでも県のほうにお願いしてまいりました。何とか護岸をかさ上げしてほしいとか、あるいは波を殺す対策をしてほしいとか、いろいろな話を県のほうにお願いしてあります。

例えば、一番効果があるのは、やっぱり離岸堤だと思うんです。離岸堤。離岸堤をつくれれば波を抑えることができますから。ただ、それは、そういう話は10年前にあったんです。県のほうでも一生懸命なってますね。ところが、やはり漁業者の皆さんからすると、あそこにはいいアワビ礁がある。これが離岸堤をつくることによってアワビ礁が全滅すると、とても離岸堤はだめだと。あるいは

は、先ほど佐々木議員がお話のように、防波堤の周りに消波ブロック、この話もありました。そういうことで、いろいろ県のほうにお願いして、県からも水産庁のほうに去年言ってもらいました。何とか対策を講じてほしい。そのためにいい制度がないかということでしたけれども、今その消波ブロックをやったり、あれする制度がなかなか見つからないと言われてきたそうです。

たまたま水産庁の担当者が、にかほ市に派遣されて参事になった方が今、責任者になっています、その水産庁の。私も直接その方にお願いをしました。けれども、なかなか今の段階ではいい制度が見つからないということで、ただ、既存の老朽化している護岸、これの改修はできそうだということで、県のほうでは今そういう事業を進めるということを伺っております。ですが、抜本的にその波を抑える対策というのがまだ実現しておりません。引き続き、いろいろ県、あるいは国のほうにお願いしながら、できるように頑張りたいと思いますが、現状ではそのような状況でございます。今まで何もしてこなかったわけではありません。私も県のほうにお願いして、あるいは国のほうにもお願いしてきたところでございますので、引き続き頑張りたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） まず、ごみの出し方等についての呼びかけについてでございますが、毎月、生活環境情報というものを発行しております、広報と一緒に全世帯に配布しております。生活環境情報ということですので、すべてがすべてごみ問題のことではなくて、狂犬病のことやら、もろもろ、もちろごみのこともあります。その中でもごみの減量化をテーマにした内容も取り上げております。また、数年に1回ですが、佐々木議員が先ほどお示しくくださった、いわゆる家庭ごみの出し方という印刷物ですが、これを各家庭に張っていただくことを想定したものを配布しております。これは現在よそから転入してきた皆さんにはその都度お配りしまして、転入届のときにお配りしまして協力をお願いしているところでございます。

この後、4月上旬ころになると思いますが、市内各家庭に配布する予定で、「ごみ減量リサイクルハンドブック」というものを現在準備しております。この中では、ごみの出し方はもちろんですが、先ほど佐々木議員から、傘の問題やら何やらさまざま挙げていただきましたけれども、400種類にも及ぶさまざまなごみについて、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみに分類して、各家庭の参考にしていただこうというものでございます。

例えば、要するに、その家庭でのごみの出し方で、先ほどおっしゃったような判断に迷うような場合、例えば、細かいことを言えば、このシャープペンシルを例にとれば、例えば金属部分は燃えないごみに出して、残りは燃えるごみに出してくださいというような400種類以上のさまざまな品目に、もちろん先ほど挙げていただきましたこうもり傘の部分もあります。それも含まれております。そういうものを、詳細にわたるハンドブックを現在作成中で、4月上旬のころには各世帯に配布できるというふうに思いますが、そのような内容のものを今、作成中でございます。

それから、市内にもリサイクル施設をということでございましたが、資源ごみと言われるいわゆる紙類、瓶、ペットボトル、この3つについては、由利本荘市内に搬出しましてリサイクルに回しているというお答えをさせていただきましたけれども、その施設というのは、旧広域市町村圏組合の施設でございました。やはりそういう施設を建設するについては、維持費やら、建設コストやら

かかりますので、当時の 11 市町の負担金を出し合いましたてつくった施設でございます。今、合併に伴って由利本荘市に運営が移管になっておりまして、にかほ市で分担金を納めながら運ばせていただいていると、こういう形になっております。ですから、どうしても市単独でつくるとなると、非常な財政的な負担にもなりますし、今のパターンのほうがよろしいのではないかというふうに考えております。

それから、不法投棄の件ですが、特に観光シーズンにつきましては、12 名の監視員の皆さんに重点的にそういう場所を巡回するようお願いをこれからもしていきたいというふうに考えております。

それから、海岸のごみについてでございますが、きれいなところもあるという紹介でございました。実は、先般、上浜地区の行政懇談会がありまして、やはりそういう海岸に漂着するごみについての相談もございました。場所によって重機が入れないところもあるんですね。集めていただいても重機が入れないところは、どうしてもそれは無理なんです。かなり距離もありまして、私も現場を見てきましたが、そういうところは別として、いずれ、先ほども答弁の中でありましたように、集めていただくのはどうしても人手が必要なものですから、地域住民の皆さんの御協力をお願いしたいということをお願いした経緯がございます。もしかすると、そういうことの形で協力してくださった結果だと思われませんが、いずれ、その集まったごみを、重機が入れるようなところであれば、できる限り対応したいと。重機の借り上げ、あるいはそれを例えば小松環境さんのところへ委託焼却する委託の関係とか、そういうものはできる限り市のほうで対応したいと考えておりますが、集める労力については、何とかその部落の普請とか、あるいは先ほど言いましたクリーンアップのときとか、春・秋の大掃除のときとか、そういう機会をとらえて御協力していただきたいというふうに思います。

それから、廃屋、いわゆる廃墟となった住宅のことについてでございますが、御指摘の地区のことについても、大変恐縮なんですけど、いずれ、先ほども言いましたように個人の財産でございますので、そこに行政の手を加えるということにはちょっといかなない面があります。条例に基づいて注意勧告はできますので、そういう形で対応していきたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 19 番佐々木平嗣議員。

19 番（佐々木平嗣君） 1 番のごみの件ですが、本を出すとか出さないとかじゃなくて、住民に直接説明会などはできないものでしょうか。その辺について、私、お伺いをしたつもりなんです。確かにいろんな形で文書が入ってきます。でも、文書を見るのは 30% ぐらいだと聞いていたもので、残り 70% の方々にどうやって説明するかというのが大切だと思うんです。実際に広報を見る方だって 100% いないわけですから。だから、これから総会とかさまざまあります、町内の。その町内会の会長さんだけでも説明をして、これからこういうふうにごみを捨ててほしいと、そのようなことをしてほしいという私の考えなんですけど、それについてもう一度お伺いします。

それと、リサイクルの工場ですけれども、工場をつくるのは大変難しいといいますが、この仁賀保地区というのは大変飲食店の多い町です。その飲食店の中で割りばし等がかなり出ます。この割りばしをごみ袋に入れますと、大体つゆが入っているものはみんなつゆが垂れてきます。この割り

ばしだけでも何とか回収するような方法をとって、パルプにするとか、ちり紙にするとか、そのようなことも考えてはいかがでしょうかということです。

それと、海ですが、重機が入らないところ、この重機が入らないところが一番問題なんですよ。重機が入るところはだれでも簡単に掃除できます。重機が入らないところは磯場なんですよ。磯場が一番汚いので、砂場は意外ときれいなんです。さっき言った荒屋下のところは砂場なんですよ。砂場はもうきれいにして、個人の方が1人で片づけて、火つけて燃やしていました。磯場をどうするかということを考えていただきたいと思っています。

それと、象潟川の件ですが、昔、漁業者から反対されたと。それは大変昔の話であって、今の漁業者の方々は、ぜひあそこに、磯場のあたりにテトラポットも置いてほしいと。そしてまた、3年前には話し合いの機会を持っていただけるということを言われていました。しかし、いまだかつて地域の方との話し合いがなされておりません。ですから、今後その話し合いをしていただく場所をつくっていただきたいと思いますが、その辺についてもう一度お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） リサイクルのことについて、割りばしの件がございました。確かに、リサイクルに回すことによって地球規模での森林の伐採の抑制にも関係してくると思うわけなんです。現在のところ、そういう割りばしをリサイクルに回して、パルプとかそういうものに変換するという施設がこの近所にはございません。これはプラスチックごみについても同じなんです。ですから、どうしてもそういうものは現在の段階では焼却処分に回すしかないというのが現状でございます。

残った生ごみについては、市としてもコンポストの購入補助、あるいは電器式の生ごみの処理機の補助等をしておりますので、それはまた堆肥として土に返すということの施策は現在やっているところでございます。

それから、海岸線の磯場のごみのことですが、確かに御指摘のとおり、頭を痛めているところでございます。正直言いますと、あの断崖絶壁の下にある漂着ごみを、しかも道路、重機が最大限行けるところからかなりの距離が、磯場がある。それをどういうふうにして搬出するかということとはちょっと今の段階で難しいということで、いろいろ考えてはいるんですが、なかなか答えが出てこないというのが現状でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 象潟川の件ですが、話し合いについては、これは事業をやるのは県ですから、これはもう一度話を詰めてみたいと思います。ただ、漁業者の皆さんは考え方も変わっているというふうなお話ですが、その当時からさまざまな意見があったんです。反対の人、賛成の人。結局は、離岸堤をつくるには、やはり反対の人が多かったということで、離岸堤はまずその時点ではやめたと。それで、今ある既存の護岸に消波ブロックでも並べれば、その集まってくる波が抑えられるんじゃないかということで、これまでずっとやってきたわけですが、こういう事業はなかなか今ないと、そういうふうにお話をされてきたわけですが、いや、離岸堤でもいいですよというふうな漁業者の皆さんから賛同が得られれば、また違う方法もあるのではないかなと私、思い

ます。ですから、そういうことも含めて、一度県のほうから来ていただいて話し合いを持ちたいと、そのようには考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 大変恐縮です。分別に関する説明会のことをちょっと答弁漏れございましたので。先ほど言いましたハンドブックも配布されるわけでございますけれども、なお一層その徹底していただくために各地区、あるいは集落で開催されます行政懇談会などの機会をとらえて、またPRをしていきたいと。ごみの出し方について、分別の仕方についてPRをしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） 市長に、先ほどの象潟川について。県のほうとの話し合いも大切ですが、一番大切なのは住民との話し合いをしていただきたいと私、お願いをしたので、住民は今、大変不安になっております。その住民の方々に、これからこういうふうにやりますよ、ああいうふうにやりますよという説明がなされていなかったということで、ぜひ住民との対話を持っていただきたい。そのお願いをしたのですが、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） さっきもお話をしましたけれども、その解決策の、抜本的な解決策をやるのは市でないんです。これをやる、仕事をやるのは県なわけです。ですから、やはり県が入らなければその話し合いもならないわけです。ですから、当然、市も入りますけれども、県、あるいは市、そして住民の皆さん、そういう話し合いをできるような場をつくっていきたいと、そういうことです。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） 最後ですが、ネイガーについて。大変、ネイガーが売れています。このネイガーの里をこのまちにつくるとか、ネイガーと手を組んで、にかほ市のコマーシャルを入れてもらうとか、そのような考えは、ネイガーともっと親しいつき合いをしていければ、市長が話しています30万人のお客さんをこの地域に呼ぶ、30万人の方を呼ぶ、その第一歩だと思いますが、その辺について再度質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） ネイガーについては、今、佐々木議員がおっしゃるようなことは今まで考えてもおりませんでした、はっきり言って。どういう形で市の活性化に結びついていくのか、こういうことも含めて検討はしてみたいと思っています。

【19番（佐々木平嗣君）「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで19番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

次に、16 番竹内賢議員の一般質問を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 許された時間範囲で質問をさせていただきたいと思います。

合併後、約 1 年半になりました。市民の皆さんが期待をし、あるいは、こもごもいろんな考えのもとで合併し、この期間、どういうやっぱり、何というか、市民の皆さんが思いを持ってきたのか。よかったと、そういう期待が自分にはね返ってきたのかということです。

市長は、1 月 30 日に開かれた知事との懇談会でも、合併効果が出るには 4、5 年時間がかかると、こう発言をしております。市民の皆さんからもいろんな話が伝わってきますが、市民が体験的に、あるいは体感的に、行政は変わった、よくなったと感じるような市政運営を職員と一体になって実施していくことが大切だと思います。そういう視点に立って次の点について伺いたいと思います。

最初に、総務部、これは 12 月の定例議会で市長の答弁等でもありましたが、総務部等の若手職員が業務研究会を開いて、市民サービスの充実・向上を目指した三十数項目の提案がされたと聞いております。研究会を実施した積極的な発案に対して、そして、それにこたえた参加者の意欲と熱意が伝わった具体的な改善策も提案されているように聞いております。市長として、この研究会をどのように評価をしておられるのか。さらに、提案に対して具体化するため、今年度の予算や人的配置に、さらには研修制度などにどう生かすために具体的な方策を検討されたのか。せっかく提案されても生かされなければ、職員のやる気を減退させることになると思いますから、この点について伺いたいと思います。

2 点目は、他の部局や教育委員会、ガス水道、消防などの部局においても、意識的かつ積極的な業務研究会が実施されているのかどうかについても伺いたいと思います。

3 点目は、市職員の接遇態度に不満だとか、説明に理解納得できなかったなどの市民の声が手紙や、あるいは電話等で聞かされますし、まちで会った市民からも聞かされる場合があります。市長は、常々、接遇や説明責任を果たす研修を実施すると言明をしてきました。具体的な実施状況を伺いますし、職員の研修規程というものがありますが、これについて、あの内容にいわゆる改正するとか、そういうお考えもあったのかどうか伺います。

4 点目は、市民の一体化、こういうものについては、ばらばらな料金体系とか、そういうものは合併後はすぐにはやむを得ない点もありますけれども、例えば、体育館や公民館の使用料や、福祉施設、商工施設、農林施設等の料金減免制度などについてバランスがとれていない実態もあるようです。使用料の統一についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

また、それぞれの施設の条例では、料金減免について規定されていますが、市民に、減免なる場合はこのような場合ですよと明確にわかるように周知することも必要だと思います。この点についても伺います。

それから、これは、ある市民から話があったんですが、市民憲章ができました。市民の歌もできました。あるいは、花、木、鳥、魚のシンボルもできました。これで、みんなが、にかほ市のよさ、これを誇りに思いながら、そしてまちづくりに参加をしていくと。にかほに住んでよかったと、こういうことを意識することがあると思います。市のいわゆる章ですね。あれです。これを市民の皆さんが名刺や郵便はがき等に印刷をして使用することができないのかどうか。ある人から、名刺に市章を印刷をしたいという話があったというんですが、当局のほうは、できませんと、こういうお話だったようです。おかしいんじゃないかと。市役所のものじゃなくて市民のものなんです。市民の皆さんが自由に使えるような市章であってしかるべきだと思うが、この点について伺います。

2項目目は、文化財の保護対策についてです。

先ごろ、市指定文化財六地蔵滅失行為が行政の手によって行われたと全国的に報道され、市の文化行政のイメージダウンを招きました。ただ、私は、あの六地蔵がなぜ史跡なのか、ちょっと疑問を持っております。広辞苑を見ますと、「史跡」とは、「歴史上、重大な事件や各種施設の跡」となっています。あの六地蔵は単体というか、そういうものであります。そして、鳥屋森に斎場が建設されたのが昭和38年であります。そして、昭和47年の6月8日に史跡として文化財指定されました。そして、昭和56年に一本木に竣工された前の斎場のところに移転したものであります。古くや、あるいは物知りの方にお聞きしますと、鳥屋森に六地蔵はなかったと。斎場ができてと。どこから持ってきたんだろうと。どうも話によりますと、小滝の上郷地区の火葬場があった、寒風にあったものを冬にそりで運んだと、こういう話であります。したがって、史跡というものに本当になるのかどうか、これ、ちょっと疑問があります。この点はちょっと抜きますが。

そこで、国・県・市指定文化財の現状について、どのように把握をし、これからどういうふうにして保護し、あるいは市民の皆さんに親しみを持って接してもらえるか、こういうことが大切だと思います。現在、国指定が6、県指定が26、市指定が102と「市勢要覧」には載っていますが、実際はこれにもう一つ入っているんですね、これは後で言いますけれども。したがって、そういう状況が、特に私有の - 「私」が持っている文化財がどういう管理されて、それに市の文化財保護審議会ですか、そういう人方がそれをきちんと確認されているのかどうかも含めて伺います。

それから、条例の第34条では、教育委員会の諮問に応じて保存活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して建議を行うため文化財審議会を置くことになっています。当市にもあります。したがって、文化財保護審議会が、市民が親しみ、誇りを持ち、後世に引き継いでいくために文化財保護対策について具体的にどのような論議をされているのか。

3点目は、天然記念物「象潟」の島買い上げ計画について、これまで実施されてきました。この質問を出した後、実施計画書が渡されまして、ここに書いたものとちょっと違いますが、19年度は2島と書いてありますが3島、20年度は2島、それから21年度は9島の買い上げを実施するという計画になっています。そこで伺いたいのは、私有の島数と、これまでの買い上げ実績について伺いたいと思います。

4点目は、博物館法によると、専門員である学芸員を置くこともできるわけですが、当市の郷土資料館には資格のある職員がおります。この人の専門職としての任務、あるいは仕事をきちんと処

遇をして責任ある仕事をやってもらうために、どういう今の状態になっているのか伺いたいと思います。

5 点目は、前期基本計画で未指定の遺産や歴史的に貴重な文化遺産が多くあるが、十分な保護対策と調査がされていないとあり、今後の取り組みとして調査・指定・保護・活用を図るとあります。市民の研究者もおることだと思えますから、これらの人方の協力もいただいて、できるだけ早く調査研究することが求められていると思うんですが、この点についてどのような検討をされているのか伺います。

それから、3 点目は、「象潟町史」の扱いについてであります。

平成 8 年度から資料編 ・ 、通史編上・下各 3,000 部、合計 1 万 2,000 部発行されました。去年の 12 月末で販売数が 1,521 部、寄贈が 1,097 部、残が 9,382 部の、代金にして 3,282 万円が今、眠っているわけです。市長や当局はあらゆる機会をとらえて財政が厳しいと説明しています。活用次第では高額な財源があるのです。この 2 年間の実績から推定すると、全部販売するまで 180 年かかります。2 年間で販売が 104、寄贈が 582 です。長い年月に散逸することも考えられます。郷土史の学習資料として学校や図書館、図書室にまとまった部数を配備することも大切です。より多くの人に購入をしてもらい、そういうような大胆な対策を考える時期と考えます。まとまった財源が市民が求める有効な事業を実施する上においても大切だと思えますが、これについての方針を伺います。

それから、4 点目は、学校図書館の充実と読書指導についてです。

文部科学省は、子供の活字離れが問題として、読書環境を充実させるために、全国の公立小・中学校の図書館蔵書購入費用として、今後 5 年間 1,000 億円の財政措置をとることになりました。にかほ市内小・中学校図書館の現状の中で、子供たちが本に親しむ環境をつくるために何が必要なのかを探りたいということで、次の点について伺います。

過去 5 年間の図書充実の国の措置は 650 億円でした。これらを意識した予算措置をしてきたのかどうか。

2 つ目は、にかほ市内各学校の図書標準蔵書数と整備状況について。財政措置を受けて、各校の今後 5 年間の整備計画を立てるべきだと思えますが、いかがですか。

3 つ目は、各校の設定された蔵書廃棄基準があるのかどうか伺います。

4 つ目は、司書教諭は 12 学級以上配置されることになっていますが、市独自でそれ以下の、基準以下の学校に配置する考えはないのかどうか。

5 つ目は、小・中・高と高学年になるに従って本を読むことが少なくなっていると統計上、明らかにされています。読書習慣が身につくような指導がどうなされているのか伺います。

5 点目です。長寿祝い金条例等について。

先ほど同僚議員も質問されましたが、私は別の視点でしたいと思えます。

80、85、90、95 歳、これらの人に敬老式当日に生存している者に祝い金を支給するという条例になっています。調べてみますと、にかほ市の今年の敬老式は、仁賀保地区が 6 月 28 日と 29 日、金浦地区が 9 月 26 日、象潟地区が 9 月 28 日と 29 日です。したがって、敬老式当日生存ですから、3

ヵ月の差があるわけです。これについてどう考えますか。

それから、100歳の場合は、誕生日現在において10年以上、市の基本台帳または外国人登録原票に記録し、または登録され、かつ市に居住し、満100歳に達した者が該当する内容になっています。高齢化社会の現実の中で、10年以上基本台帳に登録されていても、他の市町村の施設に入所する老人が出ています。当市で生まれ育ち、働き、80年、90年と居住していたが、事情によって他市町村の施設に入所しているために対象外になる場合も出ています。例えば、18年度も寿荘に11人、松峰苑に2人の老人福祉施設措置費負担金があります。こういう形で他市町の施設に入ると。逆に、他市町村の人が当市の施設に入所し、住民登録し、10年以上住民基本台帳に登録していると対象があります。対象年齢、金額、支給要件など、他の市町村も参考に、現実に合わせて条例全体の見直しが必要だと考えますが、いかがですか。

最後です。作業中やこれからつくられるいろんな中期の諸計画、いわゆるマスタープラン等があります。

地域福祉計画ができて、見てみました。「乳幼児から高齢者まで、住みなれた地域で生きがいを持ち生き生きと健やかに暮らせるまちづくりを推進する」というふうにして標題になっています。高齢者が自立して生活するためには、交通の利便や身近に日常の買い物ができるようなところに公営住宅が必要だと思います。市は、入道島団地や入湖澗団地を解体し、松ヶ丘団地に新規建設、建石団地の修繕を計画しています。両団地とも、医療機関や商店や駅などに遠くなります。基本は、できるだけ自立して生活できるように考えた計画をつくるべきだと思います。その面から、公営住宅について、その視点からの提案が見受けられませんが、どのような論議がされたのか伺います。

それから、次世代育成支援行動計画で子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備を挙げていますが、読書環境の整備については一言も触れられていません。自立した想像力を豊かにするためには、人づくりに欠かせない図書館の現状がどのように把握をされ、調査をされ、論議をされたのでしょうか。2点について伺います。

それから、市民との協働について、計画づくりに委員の公募をしていますが、なかなか応募する人が少ないとも聞こえています。実情はどうか。

それから、最後ですが、条例等に規定されている各種委員名を調べてみますと、同じ人がかなりの協議会や委員やそういうふうに名を連ねている人もおりますし、元役場職員の方が散見をされます。広い視野に立った人材発掘が求められると思いますが、その面についてのお考えを伺いたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、竹内議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市民サービスの向上についてでございます。若手職員業務研究会は、市民サービスの充実、向上、さらには行財政改革を進めるために行政全般にわたって協議、検討し、その結果として市長や部局長に提言をしていただくものでございます。既にすべての部局から提言書をいただいておりますが、どれも熱意のこもったすばらしい意見がたくさんございました。私もいろいろ助役な

り総務部長とお話をする機会があるんですけども、こんなにいい提案をしているんだから、私、褒美を出せないのかなというふうな話をしたら、いや、公職選挙法に引っかかるかもしれないからだめだというようなことで、さて、こんなに頑張った職員に何か恩返ししなければなというふうな気持ちもあります。そのくらいいい提案をいただきました。

提言されている内容については、今、関係部局長において多角的に検討し、あるいは分析を行い、実施可能なものから順次導入をしてみたいと考えております。また、各提案事項については、現在一部で実施しているものもございます。あるいは実施に向けて検討をしているものもございますので、今後さらに検討を加えながら、市民のサービスの向上、あるいは効果的な行政運営を行うための改革につなげてみたいと、そのように考えているところでございます。

次に、職員の処遇についてであります。待遇についてでございますが、私は、市民から信頼される市役所は、第一に、職員一人一人の誠意ある行動と温かみのある対応、これを築いていくことだと私は常々そのように思っております。そのような形で職員にもお話をしているところでございますが、職員の倫理や待遇については、研修などを通して意思の啓発が必要であり、市民サービスの向上のために、職員の待遇研修として、苦情等に的確に対応するクレーム対応研修を実施しております。また、先ほどお答えしました若手職員業務研究会などにおいても、さらに話し合いを進めて、みずから実践していくような体制も大切であると、そのように考えているところでございます。

次に、長寿祝い金制度についてでございますが、一部、本藤議員にお答えしたとダブる面もあるかと思いますが、御了承をお願いしたいと思います。長寿祝い金の制度につきましては、その年の1月1日から12月31日までに当該年齢に達する方に差し上げているもので、敬老式当日に生存している方に支給をしているところでございます。このことは先ほど竹内議員からも御指摘がありました。このため、平成18年度は合併後初めての敬老式ということで、旧町の実施時期を引き継いだために、早く開催した地区と最後に開催した地区との間には支給日に3ヵ月の差が生じております。また、満100歳に達した方につきましては、市以外の施設等に入所した方は該当しない制度となっております。御承知のように、にかほ市の場合は、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の5段階となっております。対象年齢、金額、支給要件などにおいて、県内の実施市町村と比較しても充実していると、そのように考えているところでございます。そこで、支給日の設定につきましては、毎年敬老の日に統一をすればよいのか、差が生じないように検討をさせていただきます。

また、100歳に達した方についてでございますが、施設に入所している場合と在宅で過ごされている方とでは、額に差がある自治体もあるようでございます。ですので、高齢者の皆さんの長寿を祝い、長年にかほ市に貢献されてきた高齢者の労をねぎらうものでありますので、にかほ市以外の施設入所者も該当できないか、この後、検討をさせていただきたいと思っております。ただ、これも先ほど本藤議員にもお答えしておりますが、県内の各市町村でも年々制度の縮小見直しが行われております。そうしたことで、こういうことも含めて全体的な将来的な制度のあり方を検討してみたいと思っております。

他の御質問等については、教育長、関係部長がお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育委員長。

【教育委員会委員長（大久保敬一君）登壇】

教育委員会委員長（大久保敬一君） それでは、竹内議員の大きい2の文化財保護対策についてからお答えします。今現在、私が把握している範囲の中での答えですので、不足している面があれば補足していただくということになると思います。

まず、1点目の国・県・市指定の文化財の現状についてであります。現在、文化財保護課が中心になって、市内の指定文化財を把握するために、詳細に把握するために、現地に出向き、記録と整理に当たっています。御指摘の個人所有の指定の文化財は、基本的に所有者が管理保護に当たることになっており、何か変化があるときは教育委員会に届け出ることになっています。屋外の文化財、例えば天然記念物とか史跡などについては、文化財保護課で案内板等を年次的に設置して、文化財の周知と保護を図っていく予定にしています。また、本年度、多くの市民に本市の指定文化財を知っていただく、春と秋に文化財めぐりを開催しています。今後も実施していく予定にしています。

2点目の文化財の保護審議会についてであります。市教育委員会では、市の指定文化財の指定及び解除がある場合や、指定文化財の保存などについて意見を伺う必要がある場合には、文化財保護審議会から審議していただいています。新市となって現在の文化財保護審議会が発足して間もなく、市内の文化財の状況を把握することが必要であるとして、文化財視察を実施しています。いずれ、さまざまな問題について審議していただく際は、現場を必ず見て、長期的な展望に立って意見をいただくことにしております。

3点目の天然記念物「象潟」の買い上げについてですが、天然記念物「象潟」は、御存じのように面積が約24ヘクタールあります。島数にして103島あります。買い上げの計画は、神社、寺が所有している社寺有地が7島のうち2島、面積にして約3,000平方メートル、民有地46島のうち29島、約2万6,000平方メートルで、合計で31島、約2万9,000平方メートルとなっています。平成14年と15年、17年度、そして本年度と買い上げを実施し、21島、約2万2,000平方メートルを買い上げています。19年度、20年度、21年度で、残り10島、約7,000平方メートルを買い上げる計画にしています。

4点目の学芸員についてですが、本市象潟郷土資料館に学芸員を配置し、資料館の展示、郷土資料の収集、保管などのほか、来館者や各種問い合わせなど対外的な対応に当たってもらっています。調査研究も学芸員の仕事であって、文化財の調査も行うことから、文化財保護課文化財調査係と兼務になっています。

5点目の文化財調査についてですが、現在、市内の指定文化財や未指定文化財の現状把握に努めています。その際は、対象文化財について詳しい方々からいろいろお話を伺ったり、調査の協力をいただいております。また、にかほ市郷土史研究会でも、各分野を調査されている方々がおられますので、その方々からも現地調査や古文書解読などの面で協力をいただいております。

3点目の「象潟町史」の扱いに入りますが、象潟町史は、頒布と有効活用の両方で進めています。有効活用の面では、これまで関係市町村や研究者、ふるさと宣伝大使等に配布してきており、今後

も郷土のPRになる場合は配布していく予定ですし、また、ふるさと学習の教材として、市内の各小・中学校、高校に必要な数を配布して利用してもらう予定にはなっています。ただ、内容がかなり難しいので、小・中学校に置く場合にしても、十分その活用の方法を考えた上で、小・中学校の先生方とお話し合いを深めた上で置くということになると思います。

頒布については、平成17年度は73冊、本年度は40冊と、少しずつですが売れており、今後もあらゆる機会にPRして頒布に努めてまいります。質問の中にあるように多くの人に購入してもらう対策を大胆に採用する時期に来ているということになると、正直申し上げて、教育委員会でこれがいい方法だというものは持っていません。何か議員の皆さんの中で、いい方法があって、これだとベストセラーになるかもしれないなというので売れる方法があれば提案していただければ、その方法でやっていきたいと思えます。

なお、現在のところ割引は、これまで買ってくれた方々に不公平感が生じるという意見がありまして、今のところ実施する計画にはありません。ですので、今現在は、何とか、地道な努力ですが、いろんな機会にPRして少しずつでも売っていくということになると思えます。

それから、私のところに質問のあった最後の4番の学校図書館の充実と読書指導ですが、過去5年間の予算措置であります。財政措置されたとは言われていますが、交付税の算入でありましたので、旧町とも、残念ながら教育環境整備に偏って意識した図書充実のための予算措置はされていなかったと思っています。

それから、2番の市内各学校の標準蔵書数は、小学校全体で5万2,240冊であります。指数を満たしていない学校として、釜ヶ台小学校、金浦小学校、象潟小学校はまだ指数を満たしておりません。ただ、3校の達成率と言うと変ですが、3校の達成率は75%以上になっていますので、そんなに悪くはないと思えますが、今現在、小学校の状況はそのような状況です。中学校の標準蔵書数の合計は3万4,080冊です。その中で指数を満たしている学校は象潟中学校のみです。いずれもこの調査は、小学校、中学校とも18年5月1日現在の現状であります。

それから、蔵書の廃棄の基準については、今現在は各学校長に任せているという状況であります。

それから、司書の配置についてですが、現在のところ計画はありません。が、今後、市立図書館や学校との連携を密にしながら、学校図書教育に対する支援を行っていききたいと思えます。

また、これは議員の皆さんに申し上げますが、各学校では学校のそれぞれの特色を生かした学校経営を実践しています。その中で、学校図書館の教育の全体計画をつくっていただいています。これは、子供たちに読書習慣のつくような指導をもっと緻密に行えるように、緻密に、それから着実な成果が出るようにということで学校経営計画の中に学校図書館教育の充実全体構想というものをつくっていただいています。

なお、子供の読書活動を推進するということで、子供読書支援プロジェクト事業ということと、それから、地域の図書館サービスの充実を推進するための図書館サービス充実支援事業を文科省に事業採択していただけるように現在申請するように事務を進めています。事業認可が得られれば実践的な活動を行っていききたいと思えますが、いずれにしても、今現在の子供たちの現状を考えたときに、議員がおっしゃる図書館の教育、読書の大切さというのは、十分教育委員会としてもわかっ

ていますので、学校現場と協議しながらなお充実を図りたいと思っています。

以上です。よろしくお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 使用料の統一についての考え方ということの御質問でありますので、お答えをしてみたいなというふうに思っております。

公共施設等の使用料については、施設の内容や建設年次が異なること、また、使用料金が地域に定着していることから、合併時に早急な統一は困難というふうに判断して今までできております。しかしながら、合併協議会での確認事項を遵守しながら、20年度にはある程度調整を図りながら統一化を図ってまいりたいなというふうに今のところ考えているところでございます。

なお、使用料金の減免の周知についてでございますけれども、使用料の減免制度の周知については、市民サービスの一環として、市の広報やホームページ等を活用しながら、広く市民へ周知してまいりたいというふうに考えているところでございます。

5番目の市章の件でございますけれども、市章の使用につきましては、今までは市議員の皆さんや市役所の職員が、名刺や封筒、また、いろんなものに印刷したり、さまざまな業務に市の象徴として今まで使用してきております。先般、市民の方から、市章の使用に関する問い合わせが総務課にありましたけれども、いろいろ課内でも検討した結果、その時点ではお断りしたのが事実でございます。しかしながら、今後は、都市対抗野球でも、東京ドームにおいてはTDKの選手がユニフォームの袖に市章をつけて大活躍し、テレビや新聞などに大きく取り上げられており、全国ににかほ市及び市の市章がPRになりましたことは、皆さん周知の事実でございます。このように市章を活用することにより、市民の一人でも多くの方が市のPRに努められ、一人でも多くの観客を市内に呼び込むためにも、名刺や郵便はがきに印刷して今後は使用していただくことは大変喜ばしいと考えております。これからは市民の皆さんに市章の使用の要綱を作成しながら、今後、積極的に市章の使用をお願いしてまいりたいなというふうに思っておりますので、これも広報やホームページに掲載して推進をしてみたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 大きい6番の作業中やこれからつくられる中期の諸計画についてということの中に、高齢者が自立して生活するための公営住宅整備について、地域福祉計画の策定段階で論議されたのかという御質問でございますが、公募委員7名を含めました策定委員、20名の市民で構成されました策定委員会で審議したわけでありまして、地域福祉計画の策定段階におきましては、高齢者支援分科会、あるいは全体会を開いたわけでございますが、高齢者の住宅に関する議論はなされませんでした。

また、次世代育成支援行動計画策定の段階で図書館の現状はどうだったかということでもありますけれども、これにつきましても、子育て支援分科会及び全体会で、図書館の現状をとらえた議論、あるいは読書環境の整備につきましては、特に論議がなされませんでした。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最後のほうの市民との協働のまちづくりですけれども、市では、新たに審議会や委員会を立ち上げる場合の公募については、まずは広報及びホームページにより一般の市民の応募を受付しております。公募の期間は、おおむね3週間から1ヵ月程度とし、その間、広報に2度、期間中はホームページに掲載し、応募の受付をしている状況でございます。竹内議員の仰せのとおり、現状は応募者が多いという状態では決してありません。しかし、協働のまちづくりを実践していくためには、まずは一般市民の委員の公募が大前提でありますので、今後、市民の委員の公募に当たっては、今まで以上にわかりやすく広報、ホームページに掲載するなどして公募をしてみたいと考えておるところでございます。

3番目の条例等に規定されている各種委員名ということでございますけれども、条例等に基づく市の各種委員については、旧3町から引き続き委員として在任している方や、市からの各種団体へのお願いなどで、推進員が合併当初、団体の長にお願いしてきておりましたことなどにより、中には同じ方が複数の委員を兼ねていたことは事実でございます。現在は、なるべく同じ人にならないように各種団体等に委員の推薦依頼をする場合でも、団体の長とはせず、団体の会員の中から推薦していただくようお願いしているような状況でございます。また、市では、市政への声を広い視野から求めるため、あるいは男女協働参画の観点から、新たに委員に任命等をする場合には、原則として男女の比率をできるだけアップさせていきたいというふうに考えて努めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ありがとうございます。何点かについて伺いたいと思っております。

市長の答弁の中で、1点目のいわゆる市民サービスの向上についてですが、具体的に、これとこれは職員の皆さんから提案をされて実現していると、あるいは予算に反映させる内容になっていきますというものがありましたら伺いたいと思っております。

それから、市職員の対応の関係ですが、ぜひこの点については考えていただきたいのは、電話のやりとりの関係です。これは顔が見えないわけです。立派な人もおります。「何々課のだれだれです」と、はっきりやっぱり言われる方もありますし、「おはようございます」と言っても「はい」。「おはようございます」「はい」じゃなくて、やっぱり「おはようございます」と言ったら「おはようございます」と言うとか、「こんにちは」と言ったら「こんにちは」とか、それから、終わったときには、「承りましたそれです」とか、こういう形はやっぱりやれば、これはもうかなりアップすると思うんですよ。その点についてです。

それから、文化財の関係ですが、ありがとうございます。現地に出向き、今、記録調査をしていますということですから、立派なものができておるものですが、例えば、建物で壊れかかっているものもあるんですよ。一例を言いますと、私、蛸満寺の檀家ですから言うわけじゃありませんが、仁王門についても、下のほうはかなりやっぱり壊れている状態にあったり、あるいは袖掛地藏についても、これは蛸満寺で一番古い建物ですけれども、かなり傷んできたりとか、そういうものは所有者と相談をして、結局、文化財保護条例にありますから、そういう何というか、活用というのが

できると思いますので、そういう点についてもやっていく必要があるんじゃないかと思います。

それから、象潟町史であります。一生懸命やっているということですが、例えば、販売促進としてホームページは全然利用されておられません。郷土史資料館の何というか、展示についても、ついこの間まで、2月15日まででしたか、ホームページではおとしの内容が載っているわけですよ。そういう内容もありますから、ぜひひとつ、もし販売するんだとすれば、私、提案したいんですけども、やっぱりこれは今年度の予算、19年度の予算も11万円しか図書販売のっていませんね。そういう内容で何百年間もいくようなのじゃなくて、私は思い切って、今まで買った人は本当に必要になって買っているわけですから、ごめんしてくださいと。そして、安くして、そして、特に旧象潟町民の皆さんに買ってこれと、あとこれで終わりですよと、そういう形での大胆なやっぱり頒布、販売計画というのが必要でないかと、こういうふうにして思うわけです。

それから、各校の学校図書館の関係で蔵書の廃棄基準がないというふうにして、各校に任せているというふうにして言われました。これ、ちょっと調べてみますと、17年度の廃棄冊数を見ますと、由利本荘市は小学校で2,204冊、中学校が4,428冊、にかほ市は小学校で17年度181冊、中学校ではゼロです。いわゆる子供たちに本当に読書に親しむような、そういうきちんとしたものがあるとすれば、先ほどの答弁の中で、各学校に読書に親しむような全体計画を立てていただきたいというふうにして言われていたけれども、ぜひ早くつくっていただいて、そして学校全体として、これはもう終わりですよと、要らない図書ですよと、そういうふうにして順々順々公開していけば、これは立派な図書室になっていくわけですよ。そういうことをきちんとした計画を立てていただきたいと思うわけです。

それから、作業中の関係について、ちょっと残念でした。諸計画、マスタープランについてです。私はやっぱり単眼的な問題じゃなくて、複眼的に物を見ると。そういうものを市役所の職員の皆さんについては指導していただきたいし、それから、いろんな審議会とか協議会の皆さんに入ってきた人方についても、そういう面も含めての、例えば、教育環境について整備を挙げていますけれども、私はやっぱりこの市の図書館の状態とか、「こういう状態になっています。皆さんひとつ見てください」とか、それについて教育環境を整えていく。自立した子供たちを育てていくという、そういう面からの視点というものを複眼的に見た人をやっぱり何というか、指導というか、諮問をお願いするような形も必要であるというふうにして思います。

最後です。協働のまちづくりに、先ほどの同じ人にならない、推薦をしてもらおうようにしていると、団体には、という話ですが、新しい市民の皆さん、特にここに居住してきた皆さんにどうやっぱり市のそれこそ政策に意見を反映させていくか、そういう立場での新しい発想と別の角度からの意見を聞くことができる、そういう執行部としてのもっと進んだ発想の転換を求めたいと思いますが、この点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 職員提案で実施されたこと、検討されたことという御質問でございますので、直ちに実施した事項につきましては、例えば、意見箱の設置によるまちづくりという形で、この意見箱を設置してホームページにも意見箱コーナーを設けたのは、職員の提案があった後に直

ちに実施をいたしております。

それから、朝礼の実施。これも直ちに実施いたしております。

それから、問い合わせの確認書の作成ということで、市民の皆さんからいろいろな問い合わせが来て、例えば、たまたま担当が出張して不在の場合もございますけれども、そうしたことのないように問い合わせの確認書の作成をしていただいて、すぐ直ちに市民の皆さんにお答えをしていくというような確認書の作成もやっております。

それから、インシデント・アクシデント・レポートの作成ということで、これもささいなミスから重大な過失まで、起きた時点でレポートを提出していただくということで、職員間での対策を協議するように、こういう形のものについても直ちに実施をするようにしております。

また、新年度予算では、広報封筒のスポンサーの募集、これも新年度予算でこれもやるようにということでお願いをしているところでございます。

また、新年度については、職員の皆さんからいただいた提案の中でも、絵画のコンクール、これも観光のほうで先般御説明がありましたけれども、19年度については絵画展を実施したいということで、職員提案をそういう形に予算にもかなり反映させたところでございます。

まだまだいろいろありますけれども、そういう形で職員の皆さんの提案をできるだけそういう形に速やかに実施する方向で検討させていただいて、実施できるものについては直ちに実施をしたというような状況でございます。

また、新しい発想ということで、いろんな方々が県内外から転入してきますけれども、できるだけそういう方々の意見も取り入れたまちづくりを今後はしてまいりたいというふうに思っています。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育委員長。

教育委員会委員長（大久保敬一君） 御指摘いただいた何点かですが、このことに関しては提案としてしっかり承っておきたいと思えます。その上で各関係部署と相談しながら、よりよい方法を検討して、何とか努力していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 今回の福祉計画の中には、議員御指摘の項目については特に論議されなかったわけでございますけれども、これらの関係の項目については、これから他の計画も作成される予定のものもあるようですので、担当課同士、横断的に調整しまして、私どもも複眼的な見地からこういうものをお願いして、計画に盛り込むようにしていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目は、文化財の関係で、有形文化財の工芸品として、脇差銘大慶直胤という、いわゆる脇差一振について、市の市勢要覧については載っていないわけですよ。本当はあるんだと思うんです。所有者も全然載っていません。したがって、これについては今後どういう扱いをしていくのか、文化財保護審議会として論議あった、検討されているとすれば伺いたいと思えます。あの一覧表にあったわけですよ。ところが、市勢要覧にはなかったと、こういうことです。

それから、この文化財の関係ですけれども、学芸員、役職という立場での学芸員というのは、職

員の給与法とかそういうやつ、給料条例とかそういうやつはないわけですね。したがって、そういうものについて、ほかの他市町村の場合は恐らくきちんとしたものがあるんじゃないかと、責任ある所在として。今、兼務というお話でしたが、これらについてどういう考え方を持っているのか、伺いたいと思います。

それから、もう一つです。六地蔵の関係、先ほど、私、疑問があると言いました。これについてきちんと調査をして、そして条例の31条に基づいて滅失のきちんとしたものがあったのか。そこまでいかないでやったのか、その点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、文化財保護課長。

文化財保護課長（安倍博君） 1点目の県指定の脇差の件でございますけれども、これは仁賀保町のほうにあったというように県のほうの台帳のほうにあったわけですが、実際、仁賀保町のほうにも確認していないということで、合併後に掲載をしていないというのが実情でございます。

もう一点、六地蔵の件でございますけれども、六地蔵のほうは市のほうから滅失届を正式に出されたわけですが、その前に相談がありまして、調査を進めたところ、滅失が現実のものだということで、滅失届を提出していただきまして、それに基づきまして文化財保護審議会のほうで現地踏査、そしてその経緯等についても確認して、最終的には滅失の同意をいただいて教育委員会のほうに解除に関する議案として提案して御審議いただいて可決いただき、そして告示しているという一連の手続をもって処理しております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 学芸員の件でございますが、私、市の職員としての学芸員をという形で配置しているということは、調査をしていませんでわかりませんが、にかほ市として現状を見た場合に、学芸員、専任の正職員としての学芸員の配置というのは今のところちょっと無理かなというふうに考えています。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。時間迫っています。

16番（竹内賢君） 最後に1つだけお伺いします。先ほど郷土資料館長のお話ですと、市のほうから滅失届が出されたと。市長の報告の中でも、私はやっぱりこの条例の適用を誤っていると思ったんですよ。条例の31条で市長のほうからということは、これは滅失のきちんとしたものは、審議会を通して出すのが31条であって、市長から出される、いわゆる所有者から出されるのは8条なんですね。したがって、その点について指摘をして、私の解釈が間違わなければ指摘をしていきたいと思えます。

それから、最後にですが、処分をされたというふうにして話がありました。名前までは結構ですから、どの部分がどういう、人数等も処分の内容が出ていませんから、処分内容について、処分というか、注意処分何人、あるいは文書注意何人、これ、ひとつ部門ごとに出していただけますか。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員に申し上げます。時間がオーバーしてしまいましたので、今の答えについては、よく中身を詳細に調べてから個人的に竹内議員のほうにお伝えすると、こういうことで御了解いただきたいと思えます。

以上で竹内賢議員の一般質問を終わります。

所用のため2時10分まで休憩します。

午後2時01分 休 憩

午後2時10分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4番池田好隆議員の一般質問を許します。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 通告しております5点についてお伺いいたします。

第1点でございます。19年度の予算編成についてでありますけれども、これにつきましては、さきの議員の段階で、あるいは市政報告の段階で基本方針並びに健全財政、こういった点については答弁がなされておりますので、内容も承知しておりますので割愛いたします。

この点につきましては、第1点だけ、重点課題、最重点といいたしめようか、そういった課題として特に重点配分したというふうな事項を何点かについてお知らせを願いたいと思います。

2つ目でございます。にかほ市の行財政改革大綱についてでございます。これは17年度から21年度までの5カ年の取り組みでありますけれども、中を見ますと、新たな切り口で行財政改革を推進する。さらには数値化した目標設定と、こういった記述がございます。

そこで、3点についてお伺いをいたします。

第1点は、これもいろいろさきの議員の段階でも議論がありましたけれども、人材育成の推進についてであります。これにつきましては、人材育成に関する基本方針、これを策定してと、こういうふうな記述がございますが、策定したのかどうか。策定したとすれば主にどのような内容になっているのかどうかということでございます。

2つ目、民間委託の推進についてであります。公の施設の管理、これについての基本的な管理スタンス、それはどのようなものかということであります。

2つ目は、市民の有識者による、にかほ市行政改革推進委員会、この記述がございますが、これは編成されているのかどうか、これをお伺いします。

それから、3つ目、ガス事業の経営健全化についてでございます。

最初に、サービス面、あるいは公共性、こういった面から公営のガス事業、これをどういうふうにとらえているかということをお伺いいたします。

さらには、民間的経営手法の導入、業績評価の実施、こういう記述がございますが、これについては十分なされているのかどうか、これについても伺います。

さらに、熱変事業であります。数年にわたって実施をし、私の計算では8億を超える金額を要したのではないかと考えられますけれども、19年度に料金改定の予定というふうにあります。さき

の予算説明でも19年度に料金改定を実施というふうなお話があったように承りましたが、これについてお伺いいたします。

それから、これも記述がございますが、民間への事業譲渡というふうなことも記載されておりますが、これについても検討されているのかどうか、お伺いいたします。

それから、3つ目、土地利用計画でございます。土地利用計画についてはいろんな記述がございますが、特に2つの点についてお伺いいたします。

第1点は、基幹道路の整備、この関係では、地域間交流の促進、こういったことをうたっております。さらには、拠点地区の適正配置、こういうことも土地利用計画の段階では述べておられます。

そこで、第1点目は、象潟駅舎の改築とJR線の東西連絡網の計画、これ、御承知のとおり予定があるわけでございますが、さらに、その付近にはJA、あるいはJRの広大な未利用地があります。この事業等について、どんな位置づけをして一つの拠点としてのにぎわいを創出するのかどうか、これをお伺いいたします。

それから、第2点目でございます。県施行の南環状線、これは象潟地区の外環状線と言われるものでございますけれども、これについては、私、さきの議会でも質問し、市長の答弁をいただいているところでありますが、再度質問いたします。この路線につきましては、防災、あるいは流通、あるいは観光、そういった面から重要な路線であると私は認識しております。御承知のとおり、象潟は東側はかなり主要な部分が国定公園に位置しております。そのような関係から、かなり限られた土地利用という面もあるわけでございます。そういった観点から、この南環状線という路線は非常に重要な路線であると私は認識をしております。上浜の関地区を初め、市街地の南部地域、ここにはこの道路整備がなされた段階では開発可能地、そういったものも十分に見込めるのではないかと、というふうな感じでとらえております。そのために、私は、この事業化を急ぐべきではないかと、こういうことをお伺いしたいわけでございます。

次、4つ目でございます。文化施設の建設についてでございます。これにつきましても基本構想の検討委員会、これは市政報告の段階で3月1日までに答申云々というふうな御報告がありましたので、職員による庁内プロジェクト、このお話もございました。この辺あたりで出たお話がございましたら、かいつまんでお話しを願いたいと、こう思います。

それから、文化施設の建設のいろいろ絡みがあると思っておりますけれども、例の金浦地域の都市再生整備計画、まちづくり交付金事業を使つての金浦地区のまちづくり計画でございます。聞くところによりますと、18、19年度は計画づくり、20年の3月ごろの認可を目標として、以後5年間ぐらいの計画というふうに承っております。そのような状況下にあるわけですから、3月1日に答申を受けてから文化施設建設までのタイムスケジュール、これをお伺いしたいと思います。

それから、5つ目でございます。御承知のとおり、19年度から品目横断的経営安定対策、これが始まるわけでございます。市政報告でも、集落営農、あるいは認定農業者、こういったものについていろいろお話がございました。集落営農についてはどのぐらいの組織がまとまって、大体面積的なものはどのぐらいなのか。それから、認定農業者、これについても、数はどのぐらいで、大体どのぐらいの面積かということをお伺いしたいと思います。状況によっては面積でなくて、全体に占

めるパーセント的なものでも結構でございます。

それから、非担い手、これについてもこれからいろいろ議論が出てくるものと思いますけれども、3 ヶ年間は構造改革の交付金、これを支給しますよと、こういうふうにされております。この非担い手についての面積、これはどのぐらいあるのか。全体のこれもパーセントでも結構でございます。

それから、この部分について期間設定があるわけですが、集積の可能性、こういったものをどのように踏まれているかということをお伺いしたいと思います。

最初に以上5点についてお伺いいたします。答弁によって再質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

通告書にあります基本方針については割愛してもよろしいというふうなお話でしたので、割愛させていただきます。

それでは、重点配分した施策は何かということでございます。「安心して暮らせる福祉のまちづくり」について、にかほ市地域福祉計画に基づき、特に児童福祉費に予算総額の9.6%、約13億1,000万円を配分しながら、保護者負担の軽減や保育サービスの充実など、夢のある子育て支援を積極的に取り組んでまいりたいということで予算配分をいたしました。

それから、「自然豊かで住みよいまちづくり」については、先ほど来お話ししておりますが、金浦地区の都市再生整備計画を策定するために約630万円ほどの予算措置をしているところでございます。また、交通ネットワークの整備を図るために、旧3町間の連絡の通称仁賀保と象潟間を結ぶ幹線道路ですが、この調査測量設計予算として2,100万円ほど予算計上しております。

それから、「人と文化を育むまちづくり」については、教育環境の整備を図るために、18年度より継続費を設定し工事を進めております象潟中学校建替事業と仁賀保中学校の建替事業の耐力度調査や造成の測量設計に合わせて、予算総額の10.5%、約14億3,000万円ほど予算を配分したところでございます。

次に、「活力ある産業のまちづくり」については、19年度から実施される品目横断的経営安定対策に対応するために、集落営農組織化への推進、集落営農組織化への支援予算として約1,100万円ほど予算措置を行っているところでございます。

以上が主なものでございますが、ほかにも基本方針で申し上げましたとおり、限られた財源の中で最良の効果が期待できるものや、真に市民が必要とするサービスの提供をするための予算を配分したところでございます。

次に、今後の健全財政の維持という面から不安はないのかというふうな御質問でございます。平成19年度一般会計予算で見ると、歳入において国の三位一体の改革に伴う国から地方への3兆円の税源移譲や、定率減税の廃止により個人市民税で約2億8,100万円の増収が見込まれております。その反面、地方譲与税は所得譲与税の廃止に伴い2億3,600万円の減、地方特例交付金、減税補てん債分の廃止により4,800万円の減となっております。さらに、国の地方財政計画の歳出規模抑制

により、地方交付税については4億5,000万円の減と見積もっているところでございます。また、歳入の不足分を補う臨時財政対策債は約5,300万円の減、市民税等減税補てん債、これ、18年度までございましたけれども、これは19年度で廃止になっております。18年度には約3,000万円ほどございました。これも廃止になっております。したがって、財源不足を補うために、18年度より3億4,000万円多い市債19億8,900万円の発行や、財政調整基金についても1億円多い5億円の取り崩しなどによって財源確保を図ったところでございまして、大変厳しい財政環境にございます。

また、十分な合併効果を期待するには、継続した行財政改革の積み重ねが必要でありまして、大きな効果を発揮するには、長いスパン、長い時間がかかると、そのように考えているところでございます。そして、現在、国で行われている国庫負担金・補助金の縮減や、人口と面積を基本として基準財政需要額を算定する、いわゆる新型交付税の導入、さらには、頑張る地方応援プログラムに対する地方交付税措置などが地方の財政に与える影響が依然として不透明な状況にあり、不安があると考えざるを得ない状況にあります。

次に、職員の育成につきましては、資質の向上や意識の改革により、職員一人一人がその能力を発揮できることを目的とした基本方針の策定が必要であります。現在、研修計画は策定しておりますが、職員研修に限らず、人事管理、職場の環境づくりまでも含めた総合的かつ長期的な観点から人材育成に取り組む必要があり、今後これらを組み合わせる体系化を図り、人材育成に関する基本方針を策定してまいりたいと考えているところでございます。

次に、公の施設管理の基本的な考え方でございます。公の施設の管理に当たっては、民間に移管することにより財政面で経費節減などの効果が期待できる場合、あるいは民間による管理運営が可能で、かつ利用者にとってサービスの向上が期待できる場合、市直営から指定管理者制度への移行などを図るべきと考えているところでございます。今年度におきましては、はまなす及びねむの丘の2施設を指定管理者制へ移行いたしました。今後地域や民間の活力を生かしながら施設管理の適正化を図ってまいりたいと思っております。こうしたことについても19年度に計画を立てたいと思っております。

次に、にかほ市行政改革推進委員会の設置についてでございます。今年度においては、委員会の設置には至っておりません。18年度中は議論の軸となる市の基本構想がまだ定まっていなかったこともあり、委員会の設置には至らなかったわけですが、今後とも行財政改革の方針づくりに市民の視点を入れることは極めて肝要であると、そのように認識をしているところでございます。今回、基本構想がまとまり、市民の皆さんに市の目指すべき姿の骨格をお示しすることができました。今後は、それを軸として、行財政改革を市民の皆さんを交えて議論する機会として行政推進委員会の設置を進めたいと思っております。そういうことで、先ほど竹内議員からもございましたが、幅広い市民の皆さんの参加を期待しているところでございます。

次に、土地利用計画についてでございます。さきの12月定例会で御報告申し上げましたが、象潟駅東西連絡道の建設を視野に、11月に、駅東側の土地約2,200平方メートルを取得いたしました。また、サンロックオーヨド跡地の利用についても報告を申し上げたところでございます。御質問の駅西側の未利用地を活用してどのようなにぎわいを創出してまちづくりを進めていくかということ

でございますが、この区間につきましては、これから取り組まなければならない課題だと考えております。今後、駅舎の改築なども検討する必要がありますので、長期的な財政見通しを立てながら検討してまいりたいと思います。

次に、象潟南環状線の整備についてでございます。これも昨年の9月定例会での一般質問でもお答えしておりますが、この環状線は、日沿道のアクセス道路として、平成17年1月に都市計画決定を受けて、県が整備する予定の都市計画道路でございます。御承知のように、これまで高速道路網の整備を新潟から青森までの関係4県を初め、各市町村が連携を図りながら早期整備の要望活動を展開しているところでございます。現時点では、象潟インターから仁賀保インターまでの完成時期もはっきりわかりませんが、工事の進捗状況を念頭に置きながら、何とか早期にそういう体制づくりをしてほしいということは、引き続き県のほうにも要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、にかほ市の農業を担う集落営農組織についてでございます。これまで79集落を対象に、県や農協と連携し、組織の立ち上げを推進してきたところでございますが、各集落の設立準備等は、関係者の大変な努力により、2月末現在で、仁賀保地区では、石田、伊勢居地、畑、百目木・堺、院内、芹田、三日市の各集落。金浦地区は、飛集落。象潟地区は、大森川袋、横岡、大須郷の各集落の13集落、12組織が合意に至り、集落営農組合等を設立しております。

なお、今月4日に設立した釜ヶ台、水沢集落を含め、3月中に設立総会の開催を目指している集落が11あることから、年度末には市の目標としておりました20程度の集落営農の設立が見込まれているところでございます。

設立されました12組織の構成員は236人でございます。経営面積は562ヘクタールとなっております。また、現在の市の認定農業者については、平成22年度計画の260人を上回る269人で、うち45人は集落営農組織等の組合員となっております。

また、個別に品目横断的経営安定対策に加入できる4ヘクタール以上の経営面積を確保している農業者は185人、4ヘクタール未満で若干集積すれば対策に加入できる農業者が44人です。個別農家の対策加入については、集落営農組織設立の方向性が見えない集落が多々あることから、本年4月から6月末までの加入申し込み認定審査に間に合わなくなる場合も考えられ、対策要件に対して面積が足りない、要件は満たしているが認定農業者になっていない、組織の設立状況により個別加入を検討しているなどの方々を対象に、1月下旬に対策加入意向調査を兼ねて、認定農業者になるための計画書の記入説明などの検討会を3地区で開催し、50人が相談に訪れております。

なお、対策加入要件をクリアしている集落営農組織と、4ヘクタール以上の認定農業者の経営面積は合わせて1,650ヘクタールとなっております。市の農地面積3,980ヘクタールに占める割合は41%になっているところでございます。

他の御質問については、企業管理者及び担当部長がお答えをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） それでは、池田議員のガス事業経営健全化についてお答えをいた

します。

まず初めに、サービス面、公共性の事業のとらえ方についてでございます。それから、民間的手法、それから業績評価についてお答えをいたします。

公営企業は、常に、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないのが経営の基本原則であります。また、ライフラインとしてお客様に低廉で安定供給することも大切でもあります。ガス事業の経営基盤の強化を図る手法の一つとして、業務の民間委託があります。現在、検針業務、供給施設の維持管理、埋設導管の漏洩検査などを委託しており、これらによりコストの軽減、業務の効率化を図っており、今後も経営基盤強化のため、民間委託できる業務は民間に委託する方針で検討してまいります。また、本年度、熱量変更事業が完了し、これにより高カロリー化が図られました。今後は、民生用だけでなく業務用の需要開発のため営業活動にも力を入れ、新たな顧客の確保を図り、経営基盤の強化を目指してまいります。

事業経営に当たっては、常に民間的経営を念頭に置いて取り組んでおるところではありますが、公営企業としての立場を踏まえ、サービスの低下にならないように行うことが必要と考えております。業績評価については、決算状況等を分析し、費用対効果を考慮しながら、事業計画の検討を行い、経営基盤の強化に努めております。

次に、熱量事業に要した費用は8億を超える。19年度に料金改定の予定はあるのかという御質問でございます。熱量変更事業につきましては、皆様の御協力を得まして昨年の11月に無事故で終えることができました。改めて感謝を申し上げます。熱量変更事業に要した総費用は、旧町分を含めて、およそ11億3,000万円ですが、通常、人件費は除くことにされており、人件費を除いた費用は、議員御指摘のとおり約8億8,000万円となります。民間事業者の場合には、これらの費用について熱量変更作業を行う前に料金改定を実施し、費用を事前に積み立てておりますが、公営企業については、事業完了後の料金改定で行うことになっております。にかほ市の場合は、合併とも重なり、合併協議の確認事項で平成19年度に料金統一を行うこととなっており、実施をする予定ではありますが、実施に当たっては、熱量変更費用も含めたもので協議をすることになります。しかし、大幅な値上げは経済産業局の認可が得られないことも予想されますので、今後とも経営の効率化に努めていきたいと思っております。

次に、民間への事業譲渡は検討されているのかという御質問でございます。ガス事業の民間譲渡については、秋田市や能代市が既に民間へ譲渡を行っており、県外の公営事業者でもこの傾向は続いております。にかほ市においても、熱量変更作業が終わったことにより、今後、公営企業としてガス事業を行う必要性、公共性を十分に考慮しながら、民間譲渡も視野に入れ検討する必要があると考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、私のほうからは、文化施設のプロジェクトの内容についてお答えいたします。

昨年の5月に、にかほ市文化施設建設プロジェクトチームとして、市長の辞令を受けまして発足

しております。構成メンバーにつきましては、庁内からさまざまな意見を集約するために、教育委員会の職員を中心といたしまして、企画課、財政課、観光課、また、みずからオーケストラの団員として文化活動を行っている職員も加えまして9名で構成いたしました。このプロジェクトチームでは、初期段階に検討委員会の選考方法などを決定いたしました。

それから、合併時のまちづくり計画を受けまして、国内のすぐれた文化施設建設のために作成されました複数の基本計画や、インターネットのホームページで文化施設の内容を参考といたしまして、総合文化センターの必要性や基本理念、各施設の機能、事業計画、運営方法など、さまざまな角度から協議を行いまして、市構想検討委員会にかけるときの建設基本構想案というものを作成しております。これまで月1回程度の平均で協議会を開催してまいっておりますが、プロジェクトチームの会議と並行いたしまして、市民と行政が一緒になったまちづくりを推進するというので、市民の意見を聞くために、建設計画基本検討委員会というものも昨年の8月に発足させております。委員の数は、人数は15名で、その内訳として、公募による委員が2名、市の推薦する委員が8名、芸術文化協会の推薦として5名というふうな内容になっております。建設基本構想検討委員会からは、利用する見地等の立場から調査検討を重ねていただきまして、先ほどの報告もあったように、3月1日にその報告を受けております。

タイムスケジュール等につきましては、都市再生整備計画と関連しますので、総務部のほうでお答えしていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 文化施設についてのタイムスケジュールはどうなっているのかという御質問ですので、お答えをしてみたいと思います。

文化施設についてのタイムスケジュールであります。昨年9月定例会に、まちづくり交付金を活用し、文化施設等を含めた金浦地域の都市再生整備を行うための事前調査費用として400万円を計上させていただいたところでございます。この経費は、平成20年3月の新規採択に向け、平成19年6月に国土交通省に事業の概算要望を提出するため、地域の課題整理や将来ビジョン、ハード・ソフト事業の検討、概算事業費などを事前に調査するものでございます。その成果品が間もなく納品になりますので、それをもとに6月の概算要求に向けて申請書類を作成することになります。また、平成19年度の予算においても、まちづくり交付金事業の調査費を計上しておりますが、これは、ことしの11月に国土交通省に本要望するための費用で、基本計画や概算事業費の算定、事前評価、都市再生整備計画書の作成などを行うものでございます。

御承知のとおり、このまちづくりの交付金事業は、採択後5年間で事業を終えることになっております。文化会館の建設につきましては、用地取得や用地造成、そして基本設計、実施設計、本体工事など、この5年間で実施し、遅くとも平成24年度までは完成しなければならないことから、市の財政状況もいろいろ勘案しながら、平成19年度中には実施に向けた年次計画を作成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 5番目の質問の2つ目の稲作構造改革促進交付金とその対象面積等に

ついてでありますけれども、19年度からの国の新しい施策としまして、非担い手に対する米価下落対策としての稲作構造改革促進交付金が増設されまして、計画期間の3年間、毎年その交付金額は下がっていきますけれども、その3カ年で集落営農組織及び認定農業者、いわゆる担い手に対し、農地集積等の方向性を検討していただくものとしております。

具体的な対応としましては、国の通知による交付単価等について、地域協議会で定めるというふうになっておりまして、2月15日開催の3地区の協議会を一本化して設立しました、にかほ市水田農業推進協議会において協議をしております。品目横断的経営安定対策における米に限った収入減少の対応として、担い手については、収入減少影響緩和対策を国が75%、生産者が25%の拠出金をもって収入減収分の90%を補てんするものとしております。また、同対策に加入しない非担い手の農業者については、品目横断的経営安定対策への生産者25%の拠出金がありませんので、同対策への加入者が不利にならないよう、平成21年までの額は漸減しますけれども、収入減少緩和対策の範囲内で米価下落の50%以内としまして、10アール当たり1,000円の収入減少から補てんをし、上限の補てん額を6,000円の減収で3,000円と定めて補てんをするものとしております。

稲作構造改革促進交付金に係る対象面積につきましては、19年度の水稲作付配分面積2,291ヘクタールのうち、現在策定中のかほ市水田農業ビジョンに位置づける予定の集落営農と担い手が国の品目横断的経営安定対策に加入する推計見込み面積を除きますと、これはあくまでも1月末の現在で推計したものでありますけれども、約1,250ヘクタール、これをもっと下がるものかなとも思いますけれども、その程度と見込んでいるところであります。

集約の可能性とのことでありますけれども、現段階ではまだまだ考えの固まっていない集落とか農家が多数存在している状況でありますけれども、この交付金は3カ年の施策でありまして、それまでの間に農業委員会、それからJA等関係機関と連携をとりながら、担い手の育成や担い手に対する農地の集積を進めるとともに、今後の国・県の施策に対応しながら、同対策に加入できない農家の進むべき方向について検討してまいりたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 若干再質問をさせていただきます。

最初に、19年度の予算編成絡みでありますけれども、財政の関係についてちょっと、これは総務部長で結構ですが、お伺いしたいと思います。さきの質問でも若干お話しなされたようですが、18年度末で結構でございますけれども、公債費比率、あるいは起債制限比率というのがございますが、これ、もしお手元でわかりましたらお示しを願いたいと思います。

それから、18年度から23年度まで地域振興基金、各年度3億円の計画がございますが、全体で18億円の基金の造成でございますけれども、かなり大きな金額でございますが、こういった多額の基金、これを造成することによって、現在でも厳しい財政環境にある中で、他の施設整備、あるいはサービス面、そういった面で支障を来すことはないかどうかということをお伺いしたいと思っております。特に19年度は、にかほ市総合発展計画のスタートの年であります。そういったことから、この地域振興基金、これについてお伺いするわけでございます。

2つ目の行財政改革であります。人材育成の面についてお伺いをいたします。これもいろいろ

お話が出ております。市長のお話もたくさん承知したわけですが、最近のこの人材育成、これは特に、特にといいますか、地方公共団体においても、民間と同様の人脈、国、あるいは県、あるいは大企業との人脈で仕事をする時代だと、こういうふうに言われております。さらには、情報が非常に氾濫しております。その中でいかに的確な情報をつかむか。つまり情報感度の高い職員、こういうことも言われております。さらには、これは民間企業には常にあることでありますけれども、常に問題意識を持った職員といいますか、こういった3点、人脈の関係、あるいは情報感度、あるいは常に問題意識を持つと、こういった点は私は非常に重要な人材育成の部分ではないかと、こういうふうに思いますけれども、これについての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、民間委託の推進でございますが、これにつきましても当局ではいろいろ公の施設がたくさんございますので、民間委託の可能性の検証をしております。その内容を見てみますと、かなりの部分が現状維持型、これが多いなというふうに率直に感じました。これは時間のなさもあるかもしれません。市長からちょっと話が合ったようですが、民間委託は財政の問題、あるいは民間の人材活用、こういう両面があると思いますけれども、私は、財政面よりも、この民間の人材活用、民間でやったほうが利用率も高まるし、効率的に利用できるよといったものについては大胆に民間委託を推進すべきでないかと、こういうふうな考え方も持ちますので、この点について、もう一步踏み込んだ民間委託の推進、こういったものを考えるべきでないか。これは指定管理者制度も同様でございますけれども、この点について再度市長の考え方を伺いたいと思います。

次、ガス事業の関係でございますが、管理者の答弁、十分に承知をいたしました。ただ、サービスの面を特に強調されたことだと思いますけれども、高カロリー化、これに取り組んだわけでございます。これ、多額の経費なわけでございますけれども、市政報告等では、この高カロリー化によってさらに需要の拡大、これを図り、状況によっては製造所の増設も考えると、こういうふうなお話ございました。ただ、一方の資料等によりますと、公営の事業者の多くは、高カロリー化による多大なコスト負担、これによって経営が立ち行かなくなるといいますか、ちょっと言い方に語弊があるかもしれませんが、そういった状況から事業譲渡を検討する地方公営企業がふえていくと、こういうふうなお話もされております。確かに、公営事業は、管理者がおっしゃったとおり、メリットとデメリット、これ、両方あると思いますけれども、こういった高カロリー化に伴うコスト増といいますか、この辺についての管理者のお考えをお聞きしたいと思います。

次、文化施設の関係でございますが、金浦のまちづくり計画、これがあるわけでございます。これは議会でも何回もお話しされました。先ほどの答弁、承知いたしますが、このまちづくり計画と、例の建設基本構想検討委員会、15人の委員会、これが3月1日にまとめが出てくると、こういうふうなお話でございますが、この文化施設の建設については、合併後3年以内に云々と、これ、合併のまちづくり計画の中にありますけれども、いろいろな議論が今までなされております。議会とはどんな形で協議といいますか、話し合いが持たれるのかどうか。単独に文化施設建設についての議論をするということになるのか、金浦のまちづくり計画の中で、この辺あたり議会の御意見をいただきたいということになるのか、この辺の手順みたいなのをちょっと伺いたいと思います。

それから、農業経営でございます。これは部長にお伺いしたいと思います。集落営農、あるいは

認定農家の関係、あるいは予算にも出ております農地・水・農村環境保全向上活動支援事業ですが、それから中山間の関係、いろいろな予算が出ております。こういったものの取り組みにつきましては、秋田県もかなり厳しい財政の中から無理して予算をつぎ込んでいると。これは知事の答弁も出ております。知事の答弁は、単なる農業振興でなくて、地域づくりといいますが、地域の崩壊がないように思い切った予算を手当したと、こういうふうな予算編成に当たっての知事の答弁が出ております。私は非常に重要なことだと思えます。

それで、例の集落営農の関係の集積の関係ですけれども、まだ2カ年、時間がありますし、これから大変な面もあるかと思えますけれども、都市部の農地といいますが、象潟に関していいますと、九十九島周辺、それから長岡道の南側ありますが、特に九十九島周辺、これについては土地改良も大きな土地改良は行われておりません。それから島周辺が非常に田んぼがやわらかいと、こういうふうなお話があります。それから所有者が小規模農家であると、こういうふうなことから座談会等でもなかなか話に乗ってこない、こういう話をJA当局からお聞きしました。JA当局でも非常にこの九十九島周辺、これの集積については不安を持っているというふうな状況でございます。これにつきましては、農地だけでなく、農地の持っている多面性といいますが、そういうもの、あるいは観光面からも非常に重要な位置づけされる場所であります。この点についての、九十九島周辺、特にこの辺の集積ということについて、将来的に不安がないかどうか、これは部長の見解で結構でございますのでひとつお伺いしたいと思います。

それから、この農業経営の関係ですが、国の施策にのっとった集積を図っていくと。それから、国の制度にのったものに応分の助成をしていくと。これはこれで結構でございますけれども、例えば、この九十九島周辺とか、なかなか集積が難しいのではないかと。二、三年かけても難しいのではないかとというふうな地区もあると思えます。それで、一つの考え方として、農水省では19年度に農山漁村の活性化と、こういったプロジェクトを立ち上げているようでございます。これ、魁新聞に記事がございました。340億円という非常に大きな金額のようでございます。これを見ますと、グリーン・ツーリズムほか、例えば2地域に居住するとか、こういったことがいろいろ出ていますけれども、対象事業については非常に幅が広いと、こういうふうなことが言われております。決まり切った形のものにどう対応していくか、これもそれで結構でございますけれども、やっぱり特殊な地域もあるわけですから、こういうふうなものなど、例えば、にかほ方式みたいなもの、こういったものを少し検討してみるというふうな気持ちはないものかどうか。これは部長の考え方で結構でございますので、お願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私のほうからは人材育成、このことについてお答えをしますが、池田議員がおっしゃるように、人脈で仕事をする時代、あるいはアンテナを高くして仕事をする。そして問題意識を持って仕事に取り組むと。もっともなことだと思っております。人脈で仕事をするということにもつながると思いますが、19年度からは県のほうに2年間職員を派遣する。これは人事交流ですけれども、県のほうからは職員1人来ていただいて、うちのほうから1人派遣をする。それから、県の市町村課のほうにもまた1人を派遣する。それから、税の徴収についても、県の短期派

遣をいただいて、市の職員と連携して市県民税の徴収に当たっていくという形で、いろいろな形で知識を高めていくということはこれからも大切なことだと思いますし、やっていきたいと思っております。情報の感度は高くということは、これは私も含めて、常にこれは心がけていかなければならないことだと思います。それから、問題意識、私は常に職員に対しては、現在自分がやっていることがこれでいいのかという問題意識を常に持っていただきたい。その上で、じゃ、こうすればもっといい方向に進むんじゃないかということをいろいろ毎日の仕事の中で検討していただきたい、そういうふうにしてお話をしているところですが、引き続きそうしたことを進めてまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 公債費比率、並びに制限比率ということで、起債制限比率が幾らかという御質問でございますので、お答えをしてみたいと思います。

17年度決算では、実質公債費比率は13.5%でございます。また、起債制限比率でございますけれども、17年度決算では11.6%でございます。続きまして、地域振興資金でございます。18億円の平成18年から23年までの積み立てする基金の造成でございますけれども、起債が95%充当できるということで、市の持ち出しの一般財源が約1,500万円ほどでございますけれども、他の建設事業に支障はないのかということでございますけれども、できるだけその一般財源の1,500万円もあれば、またいろいろなことも展開が可能でございますけれども、今のところ、市長会、町村会が、その地域振興資金を早く一般財源化できて使えるような仕組みにならないかということで国のほうに働きかけをしておりますので、できるだけ早くその基金の造成が一般財源として使えるように、これからも努力をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） 議員おっしゃるように、熱量変更が終わった公営企業は負担が多いので移譲を考えているようなところもかなりあるようではございますが、受けるほうから見れば、余りにも負担が多ければ、株式会社なので、なかなか受けません。そのためには、やはり私どもも、今、熱量変更が終わりまして1万1,000キロカロリーになりましたので、各企業から需要もございますし、営業もしております。それで、なるべくそういう大口をふやして健全経営に努めたいと思っております。

それで、施設の増設という話も施政方針演説で市長から言われましたけれども、現在、象潟TDKと進めておりまして、今、4月から供給開始になります。その他、まだ進めておりまして、もう一つの会社が入りますと、ちょっと増設しなければ間に合わない状況になります。TDKの会社は余りにも多く使いまして、今までそこまで想定していなかったものですから、増設も皆さんにお願いしなければならぬと思いますので、その節はひとつよろしくお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） TDK象潟工場です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） まちづくり交付金の事業のものにつきましては、いろいろな計画の段階で議員の皆様と協議はしていかなければならないものでないかなというふうに考えています。そういうことにつきましては、大規模な開発でございますので、当然議会の皆さんと御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 再質問の、それこそ象潟地区の九十九島等の集落営農ないし担い手等の推進ということでございますけれども、ただいまの御質問のとおり、象潟地区では九十九島周辺、それから平沢については室沢とか琴浦、両前寺、それから金浦については元町周辺、ここら辺、町部周辺の集落営農というのはなかなか立ち上がらない状況であります。また、認定農業者もいるにはおるわけなんですけれども、自分の仕事で手いっぱいというようなことで、なかなか進んでいかないというのが実態であります。今後、3年間という、時間余りありませんけれども、今後ともその集落と、認定農業者、そこら辺の話し合いを持ちまして、時間は多少かかるとは思いますけれども、そちらのほうにも対応していかなければならないなと思っております。

それから、県の農漁村関係の活性化事業というようなことで、県で新聞等に載ってございましたけれども、そういう事業がありますので、その内容を今後精査いたしまして、市でも乗れるところは乗っていければと思っております。それらの場合には、漁家の生活改善グループとか、各種農産物の直売加工等のグループもございます。また、集落営農も中にはそういうものをやろうという意気込みのある地域も出るのではないかと思っております。そういう中で、できるものから取り組んでいければいいなというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（須田正彦君） 民間委託の現状維持は多過ぎないかということでございますけれども、今また新たに行財政改革の大綱を見直しをしている段階でございます。その段階で昨年策定いたしました行財政改革をさらに見直しまして、その指定管理者制度に移行できるものはできるだけ移行させたい意向で検討をしている状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の一般質問を終わります。

所用のため3時20分まで休憩します。

午後3時10分 休 憩

午後3時20分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番市川雄次議員の一般質問を許します。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

質問項目については大きく1つでございます。協働のまちづくりの実践について。

市長は、行政を実践していく上で、常に「市民との協働によるまちづくり」という理念の必要性を述べております。そのために、今後にかほ市の行政運営に当たり、まちづくりの主役は市民であるとの立場から、市民と行政が対等の立場で、協働しながら地域づくりを担うという基本理念を具体的に示す「にかほ市自治基本条例」－ 仮称ですが － を策定するとしています。この条例の制定で、にかほ市の行政運営のあり方が定義されると思いますが、いずれ具体的な地域協働のための取り組みにはどのようなものがあるのかが特に重要なわけですので、そのことについて質問させていただきたいと思っております。

初めに、行政改革に基づく職員の定員－ まあ定数管理ですね － と協働のまちづくりとの関係です。

昨年提示された、にかほ市行財政改革大綱、にかほ市集中改革プランによれば、平成21年度末までに25名の職員数を削減することになっています。行財政改革を唱えるときに、常にその主要テーマとなるのが、固定費の主な科目である人件費の削減です。確かに、今後とも地方交付税の縮減や自治体の独自財源の限界から、可能な限りの効率化を図るときに、職員数の削減は避けては通れないものであると思っております。ただ、一方で、職員数を削減すればよいというのでは、本来の行政改革にはならないはずだと思います。行政に求められるサービスの需要量は今後とも増大し続けていくわけで、単に段階的に職員数を削減していけば、行政サービスの需給バランスを大きく崩してしまい、サービスの低下を招いてしまうからです。

行政と自立した市民による補完性の原理ということに基づいた協働のまちづくりという考え方は、このような懸念を払拭するための行政運営の一手法として成立するのだと思っております。

そこで市長にお聞きします。

協働のまちづくりを実践するとき、その相手方となる市民、あるいは市民によって構成される諸団体等、その対象をどのように考えておられるか。

2つ目に、どのような行政分野を市民との協働範囲と考えているのか。そして、そのときに、行政が取り持つべき公共の守備範囲の拡大と経営資源の限界など、行政で対応し得る範囲が縮小しているという現実により発生する溝をどのように埋めていくのかです。

3つ目が、そのときに必要な条例等の法的根拠と財政的裏づけをどのように考えているのか。

2つ目になりますが、確かに協働のまちづくりということで、現在、多くの政策の計画・立案段階から、市民による一般公募を採用しながら検討委員会を設置し、できるだけ多くの市民の意見や考えを反映させようとしていることがわかります。では、政策の実行段階ではどのような地域協働を発揮させるのか。いわゆるPDCAサイクルのいずれの段階に、どのように市民の参加を促していくのかがわかりづらいのです。

そこで、協働のまちづくりとの関連したところで、1つだけです。現在当局で検討されている行政評価システムについて、市長の具体的な考え方を次の2点について伺います。

PDCAサイクルの評価の部分における市民のかかわり方をどうするつもりなのか。

2 つ目、その評価結果を次の政策展開の際にどのようにフィードバックさせていくのか。その段階において具体的な地域協働のための取り組みにはどのようなものがあるのかについてです。

次に、協働のまちづくりと各種団体への補助金・交付金との関係についてお伺いします。

協働においては、市民の自主性にゆだねて、その自発的な行動に任せるべきという考え方があります。市民の自主性と自発性、ひいては自立ということに対して異論の余地はありませんけれども、その方法論として、あたかも自由放任であることが正当であるかのような結論に達する場合があります。補完性の原理を盾に、市民に対する十分な説明もなく地域協働を推し進めるならば、市民の多くから、地域協働も単なる行政改革のしわ寄せと受け取られ、だれのための、何のための協働のまちづくりなのかという考え方から、市民の協力を得ることが困難になるのではないかと思います。

先ほどの質問で、協働のまちづくりを進めていく上での財政的裏づけを聞きましたが、さきのかは市行政改革大綱、にかほ市集中改革プランでは、補助金・交付金の整理合理化を予定しておりますが、私は、一律もしくは多少の差をつけての補助金等の削減は、地域協働を進めることと相反するのではないかと考えています。逆に、地域協働を実践していく際には、市民への補助金・交付金を増額させていくべきとも考えています。そうすることによってこそ、行政が提供すべきサービスを市民に移管していくことができるのだと思います。国の地方分権改革のように、お金は出さないが仕事はやってくれというのでは、何ともお粗末ではないでしょうか。

そこで、以下についてお伺いします。

平成 19 年度の予算における町内会などの各種団体への補助金・交付金額の総計は幾らか。そのときの対前年度比はどのくらいなのか。

上記補助金・交付金額が削減されたとするならば — 19 年度予算においてです — どのような基準（理由）、算定根拠によるものなのか。午前中の本藤議員の質問にもありましたけれども、再度答弁をお願いいたします。

このことに関連して、既に市内において既に組織化され、広報配布業務委託を既に実践している町内会組織の積極的な活用についてお伺いさせていただきます。

他の市では、地域生活に密着した事務事業を地区割と町内会別で行うものとして、その財源を交付金という形で年度当初に一括交付している例もあります。例えば、町内会への交付金名目は、町内公民館費、掲示板設置費、防犯灯 — 防犯灯の「灯」が間違っております — 防犯灯設置・維持費、児童小遊園設備設置費、自主防災組織器具整備費などです。

私は、この交付金一括方式の採用により、市長の目指すところの協働のまちづくりが進展し、真に自立した市民による地域社会の形成というものが実現されるのではないかと思いますし、それとともに、毎年出されている町内会からの地区要望も、地域の人たちがみずからの発案と責任によって解決されるようになるのではないかと考えます。そして、そのときの行政の役割ですが、私は、今、活動がいまいちである市民サービスセンターを窓口とした専門的情報と知識の提供をするアドバイザー的なものになればよいのではないかと考えております。市長のお考えをお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

協働のまちづくりについてであります。協働のまちづくりを実践するための相手方としては、市内に居住している市民、外国人、及びその市民の多くが加入している集落、あるいは町内会などの自治会、市内の会社で働く人、もしくは市内の学校で学ぶ人のほか、市内に事業所を置く事業者や市内で活動する各種団体等、にかほ市内に居住、通勤・通学など活動するすべての人及び団体等を想定しております。また、先人が築き上げてきた文化や歴史、鳥海山や日本海に代表される自然景観などのほか、役所、学校、道路、公園などの公共施設や、商店、会社、工場などの民間施設など、有形無形にかかわらず、市内を構成するすべてのものを対象と考えているところでございます。

次に、どのような行政分野を市民との協働の範囲と考えているかについてでございます。

まず初めに、行政分野における協働の範囲でございますが、現時点では、特定の分野ではなく、市政全般について検討してまいりたいと考えております。現在考えている主なものとしては、地域防災分野においては、災害を未然に防ぐための地域防災対策や、地震、津波、台風等における大規模災害時に、市民や自主防災組織、自治会との連携による災害復旧など、市民の生活に直結するものでありますので、こうしたことは特に重要であると考えているところでございます。

また、環境分野においては、鳥海山や日本海に代表される水や森林などの自然環境の保全に関することや、リサイクルの推進によるごみの減量化、風力や太陽光発電等の推進における地球環境に配慮した地球温暖化防止などが挙げられます。そのほか、すべての市民が健康で幸せな生活を確保するための社会福祉に関することや、産業振興や農業の振興に関すること、あるいは文化の振興により魅力的なまちづくりを想像していくことなどのうち、行政でなければできないものを除いたすべてを協働の範囲と考えているところでございます。

そして、そのとき、行政が取り持つべき公共の守備範囲の拡大と経営資源の限界などにより発生する溝をどのように埋めていくかということでございます。公共の守備範囲の拡大については、市の担う公共領域は、国の地方分権の推進により、国・県の権限や事務の移譲が進展し、その守備範囲は年々広くなってくると思います。一方、自治体経営における主要財源である地方交付税や国県の補助金は年々縮小されているのが現状でございます。したがって、これからも行政で対応していく範囲はますます拡大し、また、財源については徐々に縮小していくことが考えられます。

市川議員は、市の行政範囲の拡大と相反し、職員の削減等により行政の対応し得る範囲が縮小し、行政サービスの低下を危惧され、そこに溝が発生していくのではないかというお考えのようでございます。それこそまさに市民との協働のまちづくりを実践していくことで、そうした溝を解消できるのではないかなと、そのように考えているところでございます。

そのため、市の個々の業務における行政サービスを維持、あるいは向上させていく手法として、今まで行政が担ってきた行政サービスについて、行政でできないものなのか、あるいは市民や自治会やNPO等の団体、さらには民間事業者が共同して行っていけないものなのか、個々に分析・検証し、それぞれの役割分担に基づいた市の総合的な体制づくりを進めることで、サービスの溝が生じないようなまちづくりが可能ではないかなと、そのように考えているところでございます。そのためにも、協働によるまちづくりに対する市民の意識などをさらに高めていくことが大切でありま

す。

次に、そのとき必要な条例等の法的根拠と財政的裏づけをどのように考えているかということでございますが、市政報告でも申し上げましたが、自治基本条例は、市民との協働のまちづくりについての基本的な理念を条例化しようとするものでございます。先ほど申し上げました行政の範囲をおのおのの条例に基づいて規定するとしますと、自治基本条例を初め、さまざまな条例を制定しながら行動していくことが考えられます。これらの条例制定についての法的根拠は、地方自治法第14条第1項に、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」と規定がされておりますので、国の法令、県の条例等の及ばない、市独自の基本条例等は地方自治法の規定に基づき、必要性の高いものから順次制定していくことが必要であると考えております。今定例会でも、にかほ市水道水源保護条例や、にかほ市安全安心まちづくり条例などの制定について提案をさせていただいているところでございます。

次に、評価における市民のかかわり方についてでございますが、一般的に行政評価を行う場合、大きく分けて内部評価と外部評価があります。このうち行政内部における評価につきましては、どれだけの費用でどれだけの事業量を実施したのか、主にコスト効率の面から評価を行う事務事業評価と、それらの取り組みがどのような効果をもたらしたかを検証する施策評価に分けられると思います。つまり、行政がどれだけやったかということだけではなく、市民にどれだけの恩恵をもたらしたのかという成果主義の視点が必要だと考えております。

このたび、にかほ市総合発展計画の策定に当たりましては、事前にアンケート調査を実施し、まちづくりに関する市民の満足度などの現状分析をした上で、各種施策における目標とする指標を具体的な数値で掲げました。今後は、基本計画の進捗状況を管理し評価していくためには、市民の声を聞きながら施策や事業の効果を把握していくことが必要でございますので、市民の皆さんには、例えば、アンケート調査などに御協力をいただく形で内部評価にかかわっていただきたいなど、そのように考えているところでございます。

一方、こうした行政内部における評価の過程を外部の目でチェックし、場合によっては評価そのものを二次的に実施する外部評価委員会のような組織を設置する自治体もふえてきております。にかほ市でも、市民参加による行政評価を実現するために、将来的には、市民や有識者による外部評価組織の設置を検討していきたいと思っております。

次に、その評価結果を次の政策展開の際にどのようにフィードバックさせていくかという御質問でございますが、行政評価の大きな目的は、人材や財源といった限られた行政資源を効果的に活用するために、評価結果のもとに施策の重点化や事務事業の見直しに結びつけていくこととなります。そのためには、行政評価を単体の活動として動かすのではなく、基本計画の進捗管理や実施計画の策定、予算編成など、行政活動を動かす諸制度と連動させることが重要になってまいります。つまり、前年度、その施策がどのような成果を得たのか、施策全体から見た個々の事業の方向性はどうかといった評価結果を踏まえ、個々の事務事業の取捨選択、あるいは内容の見直しなどを行いながら、次年度の事業計画を立案していく流れになると思います。

このように、将来的には、行政評価システムと実施計画や予算編成の流れを融合させた仕組みを

つくることによって、評価結果を次の政策展開にフィードバックさせていくことが必要であると考えているところでございます。

なお、この段階における具体的な地域協働のための取り組みについてでございますが、評価の段階で市民参加型の仕組みを想定しておりますので、そこで市民の声は次の政策展開にもフィードバックさせることとなります。また、個々の事務事業の見直しや計画段階では、行政が直接行うことが適当な事業かどうか、町内会やボランティア団体、NPOといった市民団体などの取り組みを促進すべきかといった検討がなされていくこととなります。こうした地域協働を推進するためには、行政評価の結果をわかりやすく公表し、市民との情報共有を図ることが重要であると考えているところでございます。

次に、町内会などへの補助金についてでございます。

まず、現在、自治会、町内会等に対して市が交付などを実施している事業を性質別に見ますと、1 つは、市の業務の一部を自治会等に担っていただいている事業では、市広報の配布委託業務があります。市と各地域の代表者との契約に基づき業務を委託しているものでございます。2 つ目は、自治会等の組織的な自主活動に対して市が支援している事業で、自主防災組織に対する組織事業費補助や、3 地区の自治会代表者の連合会組織に対する地域活動補助金など、組織運営費的な性格の補助事業があります。3 つ目は、自治会等の個々の事業展開に対する支援を行うもので、これは夢いき 21 マイタウン事業、あるいは集会施設整備費補助金、消防資機材等補助金などで、事業内容に合わせて補助金を交付する事業推進費的なものがございます。

議員が提案されている交付金一括方式は、それらの補助金等を包括的、一律に各自治会等へ配分する方式だと思われませんが、現状では、各地域ごとに自治会、町内会などの運営形態に違いがある場合もございますし、補助金・交付金の一括方式に対する自治会等の考え方もお聞きする必要もでございます。そういうことで、今後は提案方式についても一つの検討材料として、協働と自立のまちづくりという基本方針に沿って、良好な地域社会の形成について最善の方法を探ってまいりたいと考えているところでございます。

また、自治会、町内会は、行政の重要なパートナーという基本に立って、私ども市職員は、地域の座談会や行政懇談会の機会、また、日ごろの職務を通じて、市民と直接的な意見交換に努めてまいりたいと思います。と同時に、市民に情報と知識を提供できるアドバイザー的な役割を果たすことができるように、資質の向上に努め、行政と地域コミュニティとの良好な関係をさらに構築してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

補助金の額等については担当部長からお答えをさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 協働のまちづくりと各種団体への補助金についてでございます。

平成 19 年度の予算における町内会などの各種団体への補助金、また交付金の総計は幾らかということでございますけれども、協働のまちづくりに対する各種団体への補助金は、18 年度では 18 件で 1,593 万 1,000 円でございます。平成 19 年度当初予算でございますけれども、同じく件数は 18 件で 1,501 万 2,000 円となっております。対前年度対比いたしますと、91 万 9,000 円の減額とな

っております。

また、この上記補助金・交付金額が削減されたとすれば、どのような基準ということでございましたけれども、先ほど本藤議員にも答弁をさせていただいたところでございますけれども、再度繰り返してお答えをしてみたいなというふうに思います。

まず最初に、各種団体については、担当課のほうとよく話をしてくださいということで、平成19年度予算については、担当課のほうと各種団体と話をして、これこれの補助金、これこれの交付金という形に一応話し合いはさせていただいているところでございます。そうしたことから、今回、平成19年度の予算編成に当たって予算を算定したという形になってきております。

そういうことで、先ほども申し上げましたけれども、いろいろな整理合理化に係る調査も財政課のほうでいたしております。また、事業ごとの実施額、対前年度の実績額、今後の方向性ということで、いろいろな形を踏まえながら、1つ目としては、事業の公共性ということで、公益性、事業の効果が広く市民に及んでいるものか、また、理解が得られるのかどうかということが1つのポイントでございます。2つ目は、補助金額の妥当性。補助金は、例えば100万円いただいたんですが、決算を見ますと、繰越金はその団体には200万円、300万円というような繰越金のある団体もございます。そうしたものに果たして補助金が妥当なのかどうかということもいろいろ調査をさせていただいて、そういう判断材料の中で算定をさせていただいた結果もでございます。また、3つ目でございますけれども、事業効果でございます。事業効果を図る項目、指標があるかということで、その効果についてもいろいろな形で各団体に問い合わせ等をさせていただいております。4つ目は、補助金の周期、いろいろな行政自治体では、スクラップ・アンド・ビルドという形で、その年限を定めてその補助金の周期を決めているところがございますけれども、補助金が長期化・固定化、そして既得権化がされていないか、周期が設定されているかということで、この周期についても再度、担当課のほうと団体とで、どういう形でこの事業は何年ころに終わる見込みですかということを確認した上での予算査定ということで、今回、基準を改めて定めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） では、再質問をさせていただきます。

最初に、協働の範囲についてですね。行政分野、市民との協働の範囲について市長の答弁をお伺いしながら、－の中で再質問があるのでさせていただきますけれども、私、考えるところで、行政サービスの実践においては、やっぱり協働のまちづくりで想定される具体的な協働の範囲というものはどういうものなのかというのが明確化されていなければならないんだろうと思います。突発的に起きた事案に対して協働がなされていく。例えば、今、昨今行われているスクールガードなんかは時代に合わせたものであり、私はまさに最近でき上がってきた協働のまちづくりの一環だろうというふうに思っております。

ただ、問題は、これまで、既存といいましょうか、現段階で、これまで行われていた行政サービスにおいて、どのぐらいの分野が協働の範囲として想定されるのかということをやっぴり見直し、

まあ、しているんだろうけれども、どのくらいされているのかということがはっきりしなければならぬのではないかと思います。その段階でやはり現状分析ということが大切になってくると思います。それが行政評価なのだと思うんですが、まず、この既存の行政サービス、今行われている行政サービスの中で、どういったものが協働の範囲となるのか、具体的に。というのをやっぱり何個かここで挙げてもらうと同時に、それをもし全体が把握されていないのであれば、私はやはり見直しはされていかなければならぬだろうと思います。

そうしなければ、先ほど言ったような法的裏づけとか、財政的裏づけなんかも、私はあつてないようなものになってしまうというふうに思うので、その見直し、現段階における提供されている行政サービスにおいて、協働の範囲として、具体的にこういうものが、つくる側が突発的な時代に合わせたものですが、こういうものが具体的にありますよという見直しされたものがあるのであれば、その内容について何点かお挙げいただければと思います。

2つ目の再質問ですが、最後の質問についてちょっと再質問させていただきますが、先ほど市長は、交付金一括方式については受け手側にもまだその準備がないのではないかというような答弁のされ方をしております。若干これには私は不満であります。やらない理由を探すのではなくて、やるための努力ということを私は求めたいと思います。

現在、町内会組織から毎年、年度当初に出されている地区要望があります。当局も、財政難ということを理由に、緊急性の高いところからという説明で、よく、結局のところ順番待ちというような形をとっているようです。一方の町内会のほうも、確かに市長のおっしゃることもわかるんですけれども、町内会のほうからは要望さえ出せばあとは行政がやってくれるというような甘い認識があるというのも事実だと思います。で、それがなかなか実現しないと、行政は何もやってくれないというような不満を述べる向きも多々あります。

しかしながら、この方式をやっていくと、今、合併して町内会単位が多くなったわけです。順番待ちの順位がさらに多くなったと。緊急性という問題を、その優先順位、プライオリティーをとるのかもしれませんが、前回の議会でもありましたように、合併したらサービスが悪くなったというような不満をさらに助長しかねないのではないかとこのように思います。実際そういう空気が流れていることも確かです。

私は、この地域一括の交付金方式というのは、先ほど来出ている国がやっている振興資金というのと似たようなものだ。地域振興予算として、私はもう渡し切り予算として拡充してもいいのではないかと考えております。そうすることによって、町内会も限られた交付金です。－の中で、あと自分たちの持っている財源をまぜ合わせながら、どういうふうにするのかということ工夫していくのだというふうに思います。

さきの他の市でもやっておりますよというのは、実はあれは福井県の鯖江市のもので、平成17年3月末における鯖江市の人口は6万6,000人に対して、その町内会交付金という方式で2,500万円弱を渡しております。長野県の飯田市でも、平成19年度から交付金－来年度からですね－交付金制度を創設して支援を行っていくということを計画しておるようです。

先ほどの話にちょっと戻って、にかほ市の平成19年度の予算をちょっと私もおさらいしてみまし

た。ちょっと勘違いしている部分もあるかもしれませんが、ちょっと述べてみますと、自治会等の地域活動補助金として82万4,000円出ております。集会施設整備補助金200万円と、広報配布作業委託料として24万2,000円、協働のまちづくり事業費補助金として180万円、防犯灯の修繕費に750万円の、新設工事に69万3,000円。私は、さらに集会サロン事業委託、これを含めても72万円、ごみステーション整備費補助金80万円と。あと排水路整備工事、これも私はゆだねてもいいと思っているので、これも200万円として、足し算すると、そのほかにも消防資機材等補助金、あと自主防災組織事業費補助金、それぞれ150万円の、175万3,000円と。合計すると1,983万2,000円になります。十分、私は、この渡し切り予算による交付金の一括支払い方式と、一括交付金の方式は可能だと思いますけれども、ぜひ市長には、やらない理由を探すのではなくて、やるための努力をとということで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

以上、2点です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 協働の範囲ということですが、先ほどお答えしたように、行政で必ずしもやらなければならないものなのか、あるいは民間でやるほうがいいのか、あるいは町内会がいいのか、いろいろあると思います。今、想定しているのは、例えば、ごみの減量化もそうです。これも幾ら行政で言っても、ごみの減量化は一人一人の市民から心がけをしていただかなければ減量化につながっていきません。あるいは環境美化もそうです。それから、例えば、公共施設の管理、指定管理者制度、これは民間の形で移行していくと。これもやはり協働のまちづくりの一環だと思います。あるいは、災害時にいかにその町内会なり自治会の皆さんが協力して高齢者、あるいは子供たちを安全に避難させていくかということも、これもそういう体制をつくるのもやはり協働のまちづくりだと思います。それから、いかにして子供たちを地域で育てていくか、あるいは高齢者の皆さんを地域で生きがいづくりをどうつくっていくか。これは行政で負う部分もありますけれども、やはり地域地域単位でそうしたことも考えていただくことも一つの方法ではないかなと、協働のまちづくりではないかな。言えいろいろあります。ですから、もう一度当局でも検討して拾い出しをしていきたいと思っております。そこで拾い出しをしながらそれぞれPRに努めて、そうした意識を高めていくということが第一の基本ではないかなと思っております。

それから、一括交付金の交付、何も交付したくなくて探しているというものではございません。先ほど申し上げましたように、これから検討をさせていただきますということなんですけれども、じゃ、その交付金の範囲のメニューをどこからどういう形にするかということが一つ。それから、集落、自治会の大きさもまた違うわけです。それから、それぞれ都市部と農村部でもまた違うわけです。ですから、一括交付できるものがどれだけの範囲で交付できるのかも含めて、これから検討させていただきたい。私も、こういう形で意識が高まっていく形になっていけば一番いいことだと思っています。ですから、ある程度任せるものは任せて地域の人々に頑張っていただきたい。そのための一つの方法としては、これからも検討をしていきたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 周りの皆さんも大分眠くなってきたので、余りしつこくやると、トーンを

上げるのもちょっとできないので、下げたまま話しますけれども、私も、実は、一括方式については現段階では難しいというのは私も思っております。町内別に見ると、産業構造も違ったり、住民人口も違ったり、町内会の人口も違ったり、年齢の構成なんか、高齢化の進んでいる町内会と若々しい町内会と分かれたりもしますから。だから、そうすると、やはり町内会の私は整理統合ということもひとつ考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っておりますので、若干そのことについて、地域自治組織ということについて、余り具体的にここで話してもさらに眠気が増してくるので細かくは言いませんけれども、ちょっと話を脱線させてみますけれども、私、個人的な立場からです。

ふだん福祉の現場で働いております。老人福祉施設や知的障害者の施設を歩き回っておりますけれども、そこでやっている活動においては、やっぱり地域の人たちのボランティアというものがなくしては成立しないというのは実感しております。現在、この間言っておりました、市でつくっておりました地域福祉計画についても、その特色は住民参加が不可欠なものであるというふうに思っております。その核心部分というものは、当然、地域での高齢者や障害者の生活を支えるボランティア組織の確立の必要性だと思います。

このとき、私が同時に思うのが、やはり私は、地域社会、いわゆるコミュニティーの再生と、かねてより言い続けているんですけれども、コミュニティーの再生ということが必要だと思うんです。コミュニティーの再生といったときに、じゃ、どのコミュニティーなのかということが、地域社会なのかということが出てくると思います。私は、やはり先ほど市長、要するに協働のまちづくりの相手方は広く全般にわたりますよと。その最後の答弁の中では、市民団体をやっぱり育成していきたいというような答弁もありました。ただ、この地域においては、NPOという組織についてはまだ未熟性であるというふうに考えた場合、既存のコミュニティーを形成しているやっぱり町内会組織というのは非常に、言葉が悪ければ手っ取り早いということもあるし、非常に組織化されているというふうに思われます。そう考えるならば、やっぱり私は、町内会組織を育成するというのでなくて、やっぱり町内会組織の力をかりるという考え方の中で、その町内会に対してやはり財源をも渡した形で協働を願っていくということが本来の道ではないのかなと思っております。

その中で一つ挙げられるのが国で言う地域自治組織なんだろうと思います。地域自治組織については、にかほ市程度では私はある意味必要ないのかなと思いますけれども、協働のまちづくりを形づくる上では非常に有効な手段だと思います。市長の見解をお伺いして、最後の質問にします。

議長（竹内睦夫君） 市長。

市長（横山忠長君） 結論から申し上げますと、地域自治組織づくりは考えておりません。そういう形でつくったほうがいいのかどうか別として、今、現段階では私は考えておりません。

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、11番佐々木弘志議員の一般質問を許します。11番佐々木弘志議員。

【11番（佐々木弘志君）登壇】

11番（佐々木弘志君） 11番佐々木弘志です。先日の市長の市政報告並びに前段の同僚議員の質問に対しての答弁により既に一部明らかになっているところもありますが、さらに詳しく答弁いた

だきたく、通告どおり質問いたします。

憲法第 93 条に基づき、議事機関として議会が設置され、長と議会の議員は、ともに直接住民により選挙されておることは御存じのとおりであります。すなわち市長と市議会議員は、それぞれが市民の信任を基盤として、並列対等の立場にあります。相互のチェック・アンド・バランスによる適切公正な権限行使の実現が今まさに期待されております。

また、一方においては、夕張市の問題に見られるように、当局と同様に、議会と議員に対して、市民の皆さんから厳しい目が注がれているところであります。

一議員として、そのことを肝に銘じながら、所信をただし、事実関係、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果として現行の政策を変更・是正させ、あるいは新規の政策を採用させるとともに、一議員としてのみずからの政治的責任を明確にするため、数件の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、秋田県が導入しようとしている子育て・教育税について所見をお伺いします。

去る 1 月 31 日付魁新報にて、県内首長アンケート結果が報じられております。にかほ市長の立場で、次の質問にどのように回答なされたのか、お伺いします。

新税に賛成か反対か。

県が新税導入に傾いた情報の発信をしていると思うか。

県の県民や市町村に対する説明は十分か。

新税を視野に入れて議論すること自体に賛成か反対か。

なお、次の 3 点についてもお答えいただければありがたい。

にかほ市の 17 年度高校卒業生の進学者数、進学率。

にかほ市の 17 年度県外大学卒業生の総数と Uターン者数。

にかほ市において、子育て・教育施策はおくれているのか。おくれているとすればどんな施策か。

次に、本件に関連して、地方税徴税についてお考えを伺います。

聖徳太子は、古代の天皇絶対制という限界の中で、氏族の長による恣意的な自分勝手な徴税に苦しむ民たちを見て、何とかしてやりたいと思ったのでしょう。17 条憲法の第 12 条で、もろもろの地方長官は、民たちから税を取り立ててはならない。許されるはずはないと、不当な徴税の禁止を定めております。もちろん現在は地方税法があります。不可欠の社会的費用の徴収である限りは、徴税は必要なものであって、悪ではありません。しかし、多くの人材を育て、都会に供給してきたほとんどが高齢者の弱い立場になった秋田県民から、安易に徴税することは目を覆いたくなります。

古代と現代では時代背景は違いますが、市民の苦しみをどうやって軽減するかを考え抜き、できる限り実行 — この場合は子育て・教育税に反対の表明をすることが、市民を心の中で本心から愛する政治哲学・思想だと考えますが、いかがですか。

次に、2 番目の質問をいたします。ごみ焼却施設についてお伺いします。

現在使用中のごみ焼却施設は、平成何年まで使用する予定なのか。

由利本荘市と焼却施設建設で話し合いは持たれているのか。先日の市政報告では、本荘由利ごみ処理広域化検討委員会を設置したとのことですが、広域で焼却施設建設を前提として設置されたも

のでしょうか。

また、設置までの話し合いの内容をお伺いします。

次に、3番目の質問に移ります。にかほ市の財政の状況についてお尋ねいたします。

夕張市の財政破綻の報道が数多く流されております。あたかもどこの自治体も夕張市のようなようになるかのような印象を与えております。実際、数多くの市民の皆さんが「にかほ市はどうか」と危惧され、心配の声が聞こえてまいります。確かに危機感を持って財政運営に当たることは当たり前のことです。しかし、「夕張市のようにならないように」の殺し文句のもとに、普通の市の行政運営や財政運営、普通の福祉の心、普通の住民の暮らしを守る市政まで強迫観念に踊らされているかのごときであってはならないと思います。

そこで、夕張市のような心配がないのかあるのか、にかほ市の財政の状況について詳しくお尋ねいたしたいと思います。正しく、かつ科学的に市民の皆さんにわかりやすい答弁をお願いします。

、実質公債費比率は幾らですか。類似団体に比較してどうですか。県内他市に比較してどうか。

、臨時職員は何人ですか。職員は何人ですか。類似団体に比較してどうですか。県内他市に比較してどうですか。

、職員のラスパイレス指数は幾らですか。類似団体と比較してどうか。県内他市と比較してどうか。

、特別職の報酬は幾らですか。議員の報酬は幾らですか。類似団体と比較してどうか。県内他市と比較してどうか。

、基金の残高は幾らですか。地方債の残高は幾らですか。ともに平成19年2月28日現在でお願いします。

、一時借入金の残高は幾らですか。平成19年2月28日現在でお願いします。

、5番目に申し上げた地方債の残高の中で交付税算入分は幾らですか。

、5番目、6番目、7番に申し上げた17年度末現在の残高は類似団体に比較してどうですか。県内他市に比較してどうですか。

、18年度実質単年度収支の見込みは赤字でしょうか、それとも黒字でしょうか。

通告書に書いてあるように、幾つかの資料を前もって提出お願いしたところ、快く提出いただきました。担当者の御苦労に敬意を表します。なお、一部については、多分、A3用紙で12枚前後になるかと思いますので、後日作成次第、速やかに提出お願いいたします。

また、第三セクターの借入金は、当然ゼロの回答をいただいておりますので、提出の必要はございません。

第4の質問に移ります。

初めに、去る1月28日に、白瀬轟中尉をしのぶ雪中行進が、小・中学生から老人クラブの皆さん初め、多くの市民の参加のもと成功裏に開催されました。市民の皆さんに心からの敬意を表したいと思います。また、沿道で参加・声援してくれた園児の笑顔、元気な姿を見て、にかほ市の将来に夢と希望を感じたところであります。

さて、御存じのとおり、ことしは南極観測50周年に当たります。また、白瀬後継艦として4代目

砕氷艦も 19 年度着工。平成 21 年 5 月完工の予定と報じられております。この件については、金浦小学校初め、平成 15 年当時の由利郡内の小学校の皆さんからの南極観測の大切さの手紙が国・文部科学大臣を動かしたことは新聞、テレビで報じられたところであります。また、新砕氷艦の艦名が「しらせ」同様、一般公募される予定と聞いております。金浦、仁賀保、秋田、あるいはしらせ 2 号等々、いずれにしても、白瀬中尉にかかわりのある新しい名前を決め、積極的に市を挙げて、さらに県をも動かし運動を展開するチャンスが到来しておるところであります。

また、先日のあるフォーラムにおいて、白瀬中尉について小説執筆の用意がある旨、作家の立松和平さんが話しされたと伝え聞いております。昨年の国立極地研究所名誉教授・楠先生の講演が秋田大学で行われましたが、そのときに、三浦秋田大学学長があいさつの中で、「南極は秋田の文化である」と述べております。また、先日、同僚議員の情報をもとに、「こぴあ」において閲覧した 3 月 5 日の毎日新聞には、立松和平さんが、「南極観測、オゾンホール発見も全部白瀬中尉のおかげです。今日の我々がいるのも白瀬轟という人物がいたからなんですね」と、何度も何度もそう繰り返した旨の記事が載っております。

そこで、郷土の生んだ世界的偉人、白瀬中尉と白瀬南極探検隊記念館のにかほ市のまちづくりにおける位置づけについてお伺いいたします。

わかりやすく次の観点に沿って所見をお聞かせください。

- 、教育的観点から。
- 、観光的観点から。
- 、文化的観点から。
- 、世界（国際）交流の観点から。
- 、国内交流の観点から。
- 、イベントの観点から。
- 、経済活性化の観点から。
- 、元気なまちづくりの観点から。
- 、市民の和をつくる観点から。
- 、環境問題の観点から。

以上、10 の観点からお答えください。

なお、別に所見がございましたら、あわせて答弁をお願いいたします。

第 5 の質問に移ります。国体に向けての環境整備についてお伺いします。

国体開催に関連してサッカー会場の周辺整備の必要があると思いますが、白瀬南極探検隊記念館周辺、竹島瀧周辺、南極広場の整備について、また、記念館から飛のくずれまでの遊歩道整備について、どう考えているのかお伺いします。

6 番目の質問に移ります。地方応援プログラムについてお伺いします。

今、国は、知恵と工夫のあふれた地方を支援する「頑張る地方応援プログラム」を推進しようとしております。本件については、地方交付税を使う支援措置という点で、交付税の理念を理解していない方の言うことと、邪道である、あるいは国から地方へ御褒美を与える中央集権的発想と御指

摘する方もおられます。また、地方交付税総額を無理やり減らしておいて、国が一方の自治体到手厚く配分するというのは、一方の自治体から引きはがすことにほかならず理屈が通らないと問題視されているところでもあります。このように、地方交付税は、御存じのとおりまたまた複雑怪奇になってきております。ただ、しかし、そうは言っても、にかほ市にとっては、チャレンジすれば交付金がふえるチャンスでもあるわけでありまして。

そこでお伺いします。にかほ市は、「頑張る地方応援プログラム」に応募し参加するつもりか。参加するとすれば、どんなプロジェクトを考えているか、答弁願います。

7番目の質問に移ります。老人福祉についてお伺いします。

高齢者、ひとり暮らし、二人暮らしの安否確認等はどのようにしておりますか。旧町時代と違ってだれも訪問していないという苦情が聞かれますが、本当でしょうか。この件についてサービスは低下させたのでしょうか。

次に、温泉保養センターはまなす・道の駅・鶴泉荘等の温泉施設と、老人憩の家や元気百歳館等との間で、福祉バス・福祉タクシー等を運行できないのか。高齢者はなかなか大型バスに乗っていくのは危険であり、高い段差に難儀をいたしております。何とか自分の力で元気に生きようとしていた高齢者です。健康対策、介護予防施策として、ひいては財政の大きな歳出削減にもつながると思われまして。所見をお伺いします。

次に、老人憩の家・元気百歳館の利用状況、並びに高齢者が三々五々自由に利用できるのでしょうか。できるとすれば、どのように簡単にできるのでしょうか。できないとすれば、できるように御配慮できないかをお伺いします。

最後の質問に移ります。文化施設についてお尋ねいたします。

同僚議員からも、また、私の6月の議会にても一般質問しておりますが、その後どのように展開しておりますか。既に象潟中学校が建設中であり、仁賀保中学校も俎上にのせられつつあります。まさに文化施設は今後の市民の心をつなぐ最後のとりでになろうとしております。そしてまた、新市のランドマークとしても一日も早い建設が望まれております。当然のことながら、ランニングコストを御心配なさる方もおられますが、教育委員会の入居、あるいは商工会への管理委託等とさまざまな知恵を出していただくことにより、よりよい運営管理ができるものと考えられます。ハード・ソフト両面から具体的内容をお伺いします。

終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、子育て支援・教育税についてであります。1月の中旬、魁の記者さんが取材に来まして、それにお答えをしてきたところでございます。新税については、当時、県の説明は、財源不足を前面に出しておりましたけれども、新税でどのような支援策を講じていくのか、県民の負担はどのように伴うのか、あるいは支援策に対して市町村はどのような負担を負うのか、具体的な説明がない中での取材でございましたので、新税に対しては、賛成か、あるいは反対かの御質問でござい

ますが、その当時はわからないと答えました。

現在、医療制度改革や定率減税の廃止などで県民負担が大きくなっている現状であります。そうした中で新たな負担を伴う新税については、基本的には私は反対です。基本的には反対です。ただ、反面、子育て支援や教育環境の維持向上を図るということも大切であります。したがって、新たな県民負担を求めないで現状の事務事業をさらに見直しをしながら財源を捻出できないのか。あるいは、それが不可能だとすれば、具体的な施策を示して県民との議論をさらに深め、結論を出すべきでないかとの考えから、その当時はわからないと答えたとところでございます。

次に、新税に傾いた情報の発信については、どちらかというところであるというふうに答えました。県税が逼迫し、新税で新たな財源を求めなければ、子育て支援などの維持、あるいは充実を図れないということが最初にあったような気がします。また、県民や市町村に対する説明についても、私は不十分であったと答えました。この新税による支援策の維持充実は、県が事業主体となって行うものもございしますが、保育料や乳幼児医療などの福祉医療、これは市町村が事業主体となって相当分のお金を市町村が負担しているわけです。そうした説明が県民にも市町村にもありませんでしたので、不十分とお答えをしたところでございます。

次に、新税を視野に入れた議論をすること自体に賛成か反対かのお尋ねでございます。県財政が年々厳しくなる中で、現状の支援策の負担を県が維持できなくなったときに、その分を事業主体である市町村が負担できるのかということになりますと、またこれも難しい課題であります。そうしたことを総合的に判断しながら、県民との議論をさらに深めることを前提に、どちらかというところはやむを得ないというふうな回答をした記憶がございます。

19年度の予算案でも、乳幼児医療などの福祉医療事業やすこやか支援事業などがございすけれども、例えば、福祉医療については、乳幼児や障害を持つ市民の皆さんを対象として、市の単独事業分も含めて2億5,770万円を予算案、提案をしているわけでございます。県がそのうち1億870万円、そして、市が1億4,900万円負担するという形でこの予算措置をお願いをしているわけでございます。また、すこやか子育て支援事業についても、総額で1億4,400万円計上しておりますが、これは県、市町村は同額の7,200万円ずつ負担するという形で、このすこやか子育て支援の予算を措置をしているところでございます。

このほかにも県単事業としていろいろありますけれども、こうした事業の負担ができなくなり、その分を市が負担して支援策を維持していくことは、やはり将来的に難しくなるのではないかなと思います。ただ、新税を導入するか導入しないかは別として、新税を含めた議論を県民総参加のもとで、時間をかけて、私は議論することは大切だと思っています。ただ、導入に当たっては、やっぱり市民総意の中で負担していくという形ですので、私はやっぱり慎重に対応していかなければならないと思います。

いろいろな点でこの子育て支援や、あるいは教育の充実の分ばかりではありませんけれども、いろいろなそのハードについても、今、県のほうでは市町村事業に対するかさ上げ助成はほとんど今、廃止の方向で向かっています。ですから、その形でいろいろな事業展開するときに事業主体である市町村が大変困っているのが現状でございます。そういうことで、私は、慎重にあるべきと思いま

すが、議論は必要ではないかなと思います。

次に、子育て支援などについてでございますけれども、にかほ市で、現在、次世代育成支援対策推進法に基づいて行動計画の見直し作業を進めておりますが、今月中には完成する予定でございます。この計画は、次の世代を担う子供たちを健やかに育てる、いわゆる次世代育成支援の対策について明らかにするものでございますけれども、見直しに当たりましては、市役所全体で現状の分析を行っております。その項目は、保育サービスなどの地域での支援、母子の健康の確保と増進、教育環境の整備、子供の安全確保と生活環境の整備、仕事と子育ての両立、児童虐待等の要保護児童の支援などでございます。

それぞれのニーズ調査や市民の意見を聞きながら、課題を明確にし、それを解決する方策として新たに必要な施策、あるいは拡充したい施策の目標を定めることにしております。例えば、課題として、保護者が仕事でやむを得ない事情のため家庭での育児が困難になった場合、一時的に子供を預けたいという保育ニーズが高まっていることもございます。その解決策として、病後児保育サービスの開始、個別に活動している子育てサポーターの保育サービスの制度化、学童保育クラブ、放課後子供教室の拡充などの施策に取り組んでいくことにしております。

同様に、各項目ごとに課題があるわけでございますが、このことがすべておこなわれている施策であるとは考えておりません。課題はありますけれども、これは全体的な形から見ておこなわれているという考えは持ってはおりません。ですので、次世代育成支援策についても、今後とも重要な課題として取り組んでまいりたいと思っております。

それから、次に、ごみの焼却施設でございますが、これも市政報告で申し上げました本荘由利ごみ処理広域化検討委員会を設置したところでございます。これまでの進捗状況などについては担当部長からお答えをさせますけれども、まだ合併がされていない当時、1市10町の時代ですけれども、広域化を図ろうということで話し合いが始まったんですけれども、合併を目の前にしてこの話が壊れたというか、そういう経緯がございます。今回合併によって由利本荘市とにかほ市になりましたので、私のほうから由利本荘市の柳田市長さんのほうに申し出をして、何とかもう一度広域化でやるということで、この委員会を設置したところでございます。

それから、国体に向けての環境整備についてでございますが、国体の開催に向けての新たな環境整備の計画は持っておりません。ということで、国体開催前や開催期間中については、来場者に不快感を与えないよう、記念館周辺や竹島潟周辺、南極広場などの維持管理を徹底してまいりたいと思っております。また、記念館から飛のくずれまでの遊歩道整備計画については、今のところは考えておりません。また、国体開催とは直接関係ございませんけれども、竹島潟周辺の整備、あるいは観音潟のアオコ対策、それから老木となりました桜の再生、こういうことは、まちづくり交付金、金浦地区の都市再生事業の中で取り組んでまいりたいなと、そのように考えているところでございます。

文化施設の建設についてでございますけれども、さきの御質問にもお答えしておりますが、3月1日に、にかほ市総合文化センター（仮称）建設基本構想検討委員会から、総合文化センターの必要性や基本理念、各施設の機能、事業計画、運営方法など、さまざまな角度から詳細な報告を受けて

おりますので、その内容を十分検討させていただきまして、今後の計画策定、計画づくりに盛り込んでいきたいと考えております。いろいろ内容を具体的にこれから検討しないと、どういう形が、すべて反映できるかというとなかなか難しいところもあるのではないかなと思います。そういうことも含めて、これから検討を進めてまいりたいと思います。そういうことで、まちづくり交付金事業の採択のために今回予算を再度お願いをしているところでございます。こうした概要、基本計画的なことは、まとまった段階には議員の皆さんにも提示して御相談をしたいと思っております。

他の御質問については、教育長、あるいは担当部長からお答えいたしますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、私から何点が答弁をさせていただきたいと思っております。

最初に、にかほ市の数字に関する御質問の部分でございますけれども、にかほ市の17年度高校卒業生の進学者数、進学率というものと、17年度県外大学卒業生の総数とリターン者数という御質問でございますが、にかほ市に限定したこのような調査は行っておりませんし、予想される一高校とかそういうところにも確認をしたようでございますが、この範囲での数字は把握することはできませんでした。各高校ごとの数字はわかる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。仁賀保高校の場合でございますけれども、平成17年度卒業生は167名でありましたが、そのうち大学、短大、専修学校への進学者は52名で、進学率にしますと31.2%でございました。本荘由利地区内の6校の平均進学率としては56.1%という数字になってございます。

次に、白瀬中尉並びに白瀬南極探検隊記念館のまちづくりにおける位置づけについてという御質問に対して、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。10項目にわたる質問でございますけれども、まず、教育的観点からの位置づけという御質問ですが、御承知のように、記念館は、白瀬隊の業績を顕彰して、あわせて貴重な遺品並びに資料を永久保存、そして、その展示・演出によって、次代の子供たちに夢とロマンの心をはぐくんでもらうということと、夢を達成するんだという強い意志といいますか、そういう心も伝えようということでオープンした教育施設であるというふうに理解をしております。

最近の子供は、よく言われますように、耐性といいますか、忍耐とか、冒険心、自然に対する感動する心といったものが昔に比べればちょっと低下しているのではないかとされておりましてけれども、こういう中で、白瀬の堅忍不拔の人間像、壮大で未知の極地の自然を通して、あのような体験をしてきた白瀬さんの夢とロマンを与えるということは、今の時代、大変大事なことではないかと思っておりますので、生涯学習の拠点としても自然科学を学ぶ施設というふうなことで、それらの機能といいますか、そういうものを一層高めていきたいということで思っておりますが、まず教育施設という位置づけになると思っております。

それから、観光の観点ということでありますが、会館以来、「白瀬まんじゅう」や「ペンギンこけし」などの白瀬グッズを地元業者が開発しております。また、フェライト子ども科学館、象潟郷土資料館の施設とか、にかほ市内の豊かな景勝地などと観光ルートを開発して、観光協会や市の観

光課と連携をとりながらPR活動を行いながら誘客を図って、入館者や観光客の増大を図る施設ということも一つの役割として担えるのではないかなというふうに思っております。

次に、文化的観点ということでございますけれども、記念館には、極地研究の科学者とか、探検史を研究する学者など、有名な知識人が国内外から多く訪れております。このような方々との人的な交流とかを通じて、知的文化的効果はにかほ市にとって大きなものがあると思います。これからにかほ市の文化の向上に、このような交流を図る施設として、十分文化的な役割も担えるものではないかと思っております。

次に、世界（国際）交流の観点ということでありますけれども、白瀬さんはニュージーランドやオーストラリアに寄港したことがあって、そういう事実で、白瀬記念館とニュージーランドのカンタベリー博物館とは姉妹館提携を結んでおりますし、オーストラリアのシドニー博物館とは友好交流館として人的交流や資料の相互貸し出しによる企画展などを開催してまいりました。ことし1月には、私も含めて、中学生、引率者含めて総勢17名で訪問させていただきましたけれども、カンタベリー博物館に白瀬中尉の頭像を永久寄贈し、除幕式を行っていただいて、永久にカンタベリー博物館に展示されるということになりましたけれども、まず、これを機会にして、青少年の交流を続けていければということで、担当者とそういう方向性について話し合ってきたところであります。そういうことも十分国際交流という輪の中に位置づけられることではないかというふうに思っておりますし、まだまだ南極探検ゆかりの地というのは世界にあるわけで、そういうところとも何らかの形で交流を図ることができるのではないかと考えております。

国内交流の観点でございますけれども、国立極地研究所とか秋田大学とかと人的交流、あわせて情報の交流というものを前から行ってまいりました。これは、展示資料やその他の資料の収集を図るためにも、随分と重要な役割を果たしてきてくれているというふうに思っておりますし、「ふじ」の係留をしている名古屋港文化センター、海洋博物館などとも交流がありますし、このようなことで、国内交流の観点からいえばそういう観点もあるのではないかと思います。

イベントの観点についてですけれども、前に、白瀬カップ犬ぞり大会や、白瀬フェア、南極フェアなどが開催されてきました。また、「白瀬中尉をしのぶ集い」雪中行進は40回を数えておるのは御承知のとおりであります。今後とも、何回もさっきから出てきております市民との協働によるボランティア活動なども交えながら、このような関係機関との連携も図りながら、こういうことは続けていっていければなというふうに、それが新市の活性化につながればというふうに思っております。

経済活性化の観点でございますけれども、観光事業との連携によって活性化を図れるのではないかというふうな位置づけになるかと思えます。

元気なまちづくりの観点ということでございますが、道の駅とかいろいろな施設との連携によって、ビジターセンターの一角として位置づけることで、情報発信も含めて元気なまちづくりに貢献できるのではないかということです。

市民の和をつくる観点ということでございますが、先ほど言いましたイベントなども通して、それから、記念館そのものが住民の盛り上がりによって建設されたと聞いておりますので、そういう

盛り上がりを引き継ぎながら、お互いに一体感を醸成できるような、何か今まで申し上げてきたようなことを通しながら、そういうふうなことにつなげていけるのではないかと考えています。

環境問題の観点ですが、白瀬記念館は観測や研究資料に関する資料展示も行っておりますので、また、地球環境に関する講演なども開催しております。こういうものも通して環境問題に対する啓蒙活動を一層進めていけるのではないかとこのように考えております。

議長（竹内睦夫君） 発言の途中ですが、申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

次、答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） ごみ焼却施設についての御質問でございますが、清掃センターは、御承知のとおり、昭和56年12月から稼働を開始しまして、平成12年のダイオキシン対策工事を経て、現在まで26年経過している施設でございます。

本荘由利地域には、現在、由利本荘市二十六木地区に平成6年9月に建設されました一日の処理能力が97トンの焼却炉、同じく由利本荘市の鳥海地区に平成11年3月に建設されました処理能力20トンの焼却炉、そして、にかほ市の処理能力60トンの焼却炉、この3つの施設がございます。

平成9年9月の厚生省通達に基づきまして、秋田県ごみ処理広域化計画が平成11年3月に県において策定されております。このことを受けまして、本荘由利地域の3焼却施設について、先ほど市長の答弁にもございましたが、平成9年10月から平成11年6月まで、本荘由利広域市町村圏事務組合を事務局として、本荘由利ごみ処理広域化検討委員会で広域化について協議されてきましたけれども、諸般の事情により中断となっております。その後、昨年4月から検討委員会の再設置を目的とした事務担当者会議を重ねまして、8月11日付で、由利本荘市、にかほ市、県及び広域市町村圏事務組合の関係部署をメンバーとしました検討委員会が再設置されたところでございます。

検討委員会の協議の中で、ごみ処理施設の整備事業工程として、事業計画期間を7年とし、循環型社会形成推進地域計画を両市協働で策定することになっておりまして、19年度当初予算にこれに関する予算が計上されているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、老人福祉の3点についてお答えいたします。

まず1点目は、高齢者の安否確認方法についてであります。にかほ市における高齢者世帯状況は、70歳以上の1人世帯は663世帯、2人世帯は456世帯、3人世帯は10世帯であります。合計で1,129世帯の1,605人ですが、そのうち147人は施設の入所者であります。

一番心配されるのは1人世帯の方の安否であります。安否確認の方法といたしましては、高齢者見守りネットワーク事業、高齢者実態把握調査事業、配食サービス事業、家庭訪問事業、緊急通報体制整備事業、ボランティア活動促進事業などの事業によりまして、高齢者を見守る体制の中で安否の確認をしているところであります。しかし、24時間体制で見守ることは到底不可能であるということから、まず電気がついているか、あるいは日中カーテンが開けられているか、買い物には出

かけたりしているか等の隣近所の方々や地域全体での見守り、日常の見守りを協力いただけるよう呼びかけて、ネットワークにつながっているところであります。このことにつきましては、行政面だけでは到底対応し切れないこともありますので、民生児童委員の方々を初め、町内会等の地域全体に御協力をお願いしているところであります。

また、質問の中で、行政で1回も訪問していないという苦情があるようでありますけれども、私どもの窓口においては確認していないところでありますけれども、そのような状況がありましたら、お知らせ願えれば大変ありがたいと思います。

次、2番目の福祉バス、福祉タクシーの運行の件であります。介護予防事業におきましては、ほとんど送迎しながら事業実施していることから、温泉施設と老人憩の家等とのバス等の運行は現在のところ考えておりません。しかし、高齢者の方々に自立した生活を維持していただくためにも、足の確保は大変重要なことであります。市では、現在、運行している生活バス路線を中心とした、これからの地域交通のあり方を検討するために、平成19年度に地域公共交通検討委員会 ― これは仮称でございますけれども ― 設置を計画しているところであります。これは、地域の足となる公共交通について、市民の皆さんを初め、関係者の意見・要望等を反映させまして、新たな交通のあり方を検討する上での第一ステップとなる組織であります。

計画では、委員会で検討する主要項目といたしまして、交通弱者や交通不便地域住民の交通手段の確保に関することを挙げております。また、委員の構成は、市民からの一般公募のほかに、福祉団体、高齢者団体の代表の枠を設けておりますので、御質問にあるような視点から、バス、あるいはタクシー等の福祉目的の運行についても、当然、議論なされるものと考えております。市といたしましては、この検討委員会による内容の報告を踏まえまして、皆様に方針を示し、その後の事業の具体化に向けて施策を展開していくことにしております。

3番目の老人憩の家・元気百歳館の利用状況であります。平成17年度におきまして、老人憩の家の市内12施設で3万1,099人、元気百歳館においては1,733人の利用者がありました。

次に、施設を高齢者が自由に利用できるのかということですが、それぞれの条例、あるいは管理運営規則に基づきまして御利用願っているところであります。三々五々自由にとということでもありますけれども、施設の管理上、全く自由にとはいかないわけでありまして、規則どおり使用してもらっている現状を御理解願えればありがたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） にかほ市の財政状況ということでございますので、あらかじめお断りしておきますけれども、類似団体の数値についてはまだ公表されておりませんので、類似団体に比較してどうかということについては資料を持ち合わせていないという状況ですので、御理解をいただきたいと思っております。

最初に、実質公債費比率は幾らかということですが、にかほ市は13.5%でございます。並びに、県内他市に比較してどうかということですが、調べたところ、由利本荘市では15.9%でございます。それから、潟上市では19.6%でございます。仙北市においては19.4%でございます。

次に、2 つ目の臨時職員は何人かということでございますけれども、にかほ市の臨時職員の職員数ですが、現在 174 名となっております。県内の他の市につきましては、由利本荘市が 422 人、人口規模の近い潟上市が 281 人、男鹿市が 150 人となっております。

職員のラスパイレス指数は幾らかということでございますけれども、このものにつきましては、平成 18 年 4 月 1 日現在のにかほ市のラスパイレス指数は 91.4 となっており、県内の市の平均が 94.0 であり、13 市中 8 番目でございます。とりあえず、由利本荘市は平成 18 年のラスパイレス指数が 92.2、潟上市が 86.4、北秋田市が 92.5、一番高いところで秋田市が 99.8%でございます。低いところにつきましては、一番低いところは八郎潟町の 83.3%というふうに数値が出ております。

続きまして、特別職の報酬と議員の報酬はということでございますけれども、市長は、県内の市平均が 87 万 8,923 円であります。13 市中 11 番目となっております。今定例議会に減額を上げておりますけれども、その改定後は 12 番目ということになります。助役については、市平均が 69 万 2,076 円であり、13 市中 12 番目となっております。減額改定後も 12 番目ということでございます。教育長については、市平均が 60 万 3,076 円であり、13 市中 12 番目となっております。減額改定後も 12 番目でございます。続いて、議員の報酬であります。議長については、市平均が 42 万 4,615 円あります。13 市中 12 番目となっております。副議長については、市平均が 38 万 3,153 円で、13 市中 13 番目となっております。議員については、市平均が 35 万 5,461 円であり、13 市中 13 番目という数値になっております。

それから、5 つ目の基金の残高と地方債の残高でございます。平成 17 年度決算では 27 億 4,400 万円ほどでありますけれども、18 年度末ということでございましたので、2 月 28 日現在ということでございますけれども、これは定額の運用基金を含まない数値でございます。33 億 43 万円でございます。類似団体の 17 年度決算で見ますと、由利本荘市が 41 億 9,386 万円でございます。潟上市が 11 億 8,551 万円です。仙北市が 14 億 5,349 万円でございます。地方債の残高でございます。18 年度末でありますけれども、にかほ市といたしましては 199 億 3,886 万円。地方債の残高、にかほ市といたしましては、18 年度末が 199 億 3,886 万円です。なお、類似団体が公表されておりませんので、17 年度決算で申し上げますけれども、にかほ市が 197 億 4,644 万円、由利本荘市が 740 億 8,662 万円、潟上市が約 151 億 9,476 万円、仙北市が 280 億 1,489 万円となっております。

続きまして、一時借入金の残高でございます。2 月 28 日現在ということでございますけれども、にかほ市といたしましては 7,800 万円。今のところ、2 月 28 日現在で一時借入金の残高は 7,800 万円でございます。ほかの市町村については、一次借入金、今のところ公表されておりませんので、お聞きしておりません。

それから、7 番目の地方債残高中交付税算入というのは幾らかということでございますけれども、17 年度末の地方債残高は 534 件で、総額約 197 億 4,647 万円であり、交付税算入のあるものないものがあり、算入率も地方債の種類によって異なっております。1 件ごとの積み上げによる地方債の残高総額に対する交付税算入額の算定は行っておりません。ただし、17 年度決算統計の資料による元利償還額に占める基準財政需要額の割合は 49.1%となっております。それにより試算すると、約 96 億 9,000 万円という形になるというふうに今のところ計算をいたしております。

なお、交付税を18年度ベースで算定した結果でお知らせをいたしたいと思います。公債費基準財政需要額が81億8,983万8,000円、基準財政収入額が38億4,891万2,000円でございますけれども、この基準財政需要額に入る公債費というのは4億9,007万6,000円、事業費補正といたしまして、基準財政需要額に含まれる数値は10億6,222万円でございます。合わせて15億5,229万6,000円が交付税の基準財政需要額に含まれる数値になっております。

続きまして……

議長（竹内睦夫君） 部長、簡潔にお願いします。

総務部長（須田正彦君） それから、あと、18年度の実質単年度収支見込みにつきましてですが、このものにつきましては特別交付税の交付金がまだ確定していない状況でございます。18年度の繰り越しの正確な把握ができない中では単年度収支見込みについては判断できないような状況であるということですので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、地方応援プログラムについてでございますけれども、このものについては簡潔にお答えいたします。本市としては応募してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで11番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

午後5時04分 散会